

平成25年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成25年12月10日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度御宿町一般会計補正予算 第4号)
- 日程第 2 議案第 2号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 御宿町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第12号 平成25年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第13号 平成25年度御宿町一般会計補正予算（第5号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番 大野吉弘君

3番 石井芳清君

4番 中村俊六郎君

5番 土井茂夫君

6番	伊藤博明君	8番	小川征君
9番	瀧口義雄君	10番	滝口一浩君
11番	貝塚嘉軼君	12番	大地達夫君

欠席議員（1名）

2番	新井明君
----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	渡辺晴久君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長	岩瀬由紀夫君	主査	古畑貴子君
------	--------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん おはようございます。

本日の日程は、あらかじめ、お手元に配布いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は 10 名です。

2 番、新井明君より欠席の届出がありました。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） これより、日程に入ります。

日程第 1、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

専決第 3 号の内容につきましては、平成 25 年度御宿町一般会計補正予算第 4 号です。

本補正予算につきましては、平成 25 年 9 月 16 日の台風 18 号に伴う災害の復旧に係る事業費について、緊急を要するため地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたものです。

予算書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条でございますが、歳入歳出それぞれ 340 万円を追加し、補正後の予算総額を 31 億 210 万 5,000 円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、予算書の事項別明細に沿って説明させていただきます。

4 ページをお開きください。

はじめに歳入予算ですが、19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、平成 24

年度からの純繰越金 170 万円を追加し、収支の均衡を図りました。

次の 20 款諸収入、2 項雑入、4 目雑入につきましては、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構から被災公営住宅に係る災害見舞金が被害額に応じて支給されるもので、170 万円を追加するものです。

以上、歳入予算として 340 万円を追加補正しております。

5 ページをお開きください。

歳出予算でございますが、10 款災害復旧費、1 項公共土木災害復旧費、1 目公共土木災害復旧費ですが、9 月 16 日の台風 18 号により、町内のカーブミラー及び交通標識が被害を受けたため、この修繕を実施するため、20 万円を追加したものです。

2 目住宅災害復旧費ですが、同じく台風 18 号により、町営岩和田団地 1 棟の屋根が被害を受けたため、320 万円を追加し復旧工事を実施しました。

以上、歳出予算として 340 万円を追加いたしました。よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井です。

9 月 16 日の台風被害ということですが、土木施設災害復旧費及び住宅災害復旧費がありますが、詳細について説明を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それではこの 9 月 16 日、台風 18 号の時の災害の状況についてご説明したいと思います。

まずこちらの修繕料につきましては、土木施設といたしましてカーブミラーが 2 ヶ所、カーブの注意看板 2 ヶ所が、風により倒れたために修理を行なうものでございます。

岩和田住宅の被災状況でございますけども、この 18 号によりまして、岩和田住宅 3 号棟の、防水シートが半分ほど剥がれました。その後に応急的にそのシートの張り直しを行ないましたが、続く雨等によりまして雨漏りが発生いたしました。

9 月 24 日にはこちらの専決処分をいただきまして、320 万円の 3 号棟の屋根の防水工事のほうを専決処分していただきまして、防水工事を発注したところでございます。

その後雨等が続きまして、一定期間を要して防水塗装を乾燥させるような必要がありましたので、天候の不順が続きまして、工事着手が遅くなってしまいましたが、現在では防水については、屋根は完了しています。

以降、部屋の内装ですとか、そういったところの工事を、今後行なう予定になっております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

確か岩和田の町営住宅に関しましては、長寿命化計画も確か予定されておったと思います。そういう観点から、どういうふうに見るのかということとですね、内装まで雨水で大分傷んだということではありますが、それについては町の方が対応するというところでよろしいですか。それについて確認をしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 長寿命化計画との整合性でございますけども、こちらは9月9日に契約済みとなっております。工期は3月下旬を予定しておりまして、その中で矢田、富士浦と合わせまして長寿命化計画ということで、町のほうに提出されることになってございます。

部屋のほうにつきましては、部屋の内装に加えまして畳等の改修につきましては、町の費用負担で行なう予定でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

わかりました。災害復旧ということではありますが、今日は、もう1本補正予算第5号を提案されているわけですし、こちらの方も災害復旧費もあるようではありますが、土木関連の災害復旧費というのが見あたらないのですが、災害復旧費でございますので、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、これは西琳寺隧道、第2隧道ですね、こちらから行って出たところなんです、これ杉の状況ですよ、大変これくらいの大きい杉が山の方に倒れかけていると、それから、今日、朝見たら三角のポールはなかったですけどね、第2隧道の先です。

しかし、上のご覧になるとわかると思うんですけど木ですよ、これ道路の上に倒れかかっているわけですけども、台風後の倒れた状況というのは改善されているわけですけども、やはり二次災害、今日も大変強い風と雨となっております。

それからもうひとつ、これはこの御宿台から実谷に向かう道路でありますけども、これも道路上に杉が覆っている状況でございます。で、こういう処置でよろしいのでしょうか、台風災害に対して。

基本的にはここだけじゃなくて、先ほどのイノシシだとかね、ちょっと余分な話ですけども、こういうところ含めて山林だとか、適正な維持管理ということも当然必要だと思いますけども、

やはり子供たちが通る、一般の方も通るといふ公道の安全確保と、それから災害の復旧と、それから二次災害の予防ということが、私は大変大事な観点だと思うんですね。せつかくきちつとやるならば、そういうところも踏まえたですね、安全管理を一気に図ってしまうと。

それから、地権者の協力などもいただくということも当然必要であると思うんですね。

で、そういうところは今般のこの、今はこれは専決処分ということでありますが、もう1本補正もごさいますが、その中でどのように対応されるのか、しているのかそれについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ただいま提案しております専決につきましては、岩和田住宅とカーブミラーとの修理にかかわることでございますけれども、倒木処理等につきましては、被災直後に例えば、電線にかかっているものは東電さんに、また道路に多量に倒木をしてしまつて、道路が通行不能になっているところにつきましては、業者さんに委託をいたしまして撤去したところでございます。

その他職員も巡回いたしまして、歩道ですとか、そういったところにかかった倒木については、処理させていただいているところでございます。業者さんに委託いたしました倒木費用等につきましては、処理費用につきましては最後のほうの一般会計補正予算にて計上させていただいております。

また、周辺の山林等との関係でございますけれども、地主さんに処理していただく調整も含めまして、現状を確認しながら、そういった対策をとっていきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 最近はもう非常に異常気象ですね。風が吹けばものすごい風が吹く、雨が降ればゲリラ豪雨です。こういうものから町民の命と安全を守るんじゃないんですか、町は。

今現在もほとんどこういう状況ですよ。なぜ、そのときに一括に処理をしないんですか。これ処理をされたのはたぶん地元の業者さん、当然、東電だって同じことですよね。そこで話をすればきちんと処理出来たんじゃないですか。

これ、子供たちが雨のなかですね、登下校のなかで事故があったらどうするんですか。

そのために専決処分ということでされたたんでしょ。いま現在も同じなんですよ。全く一貫性ないと思うんですね。専決やるんだつたらそこまでのせればいいじゃないですか、きちんと。そのために緊急ということで、専決処分が認められているんでしょ。

私、これ事務、問題だと思うんですね。どうでしょうね、これね。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘のとおりですね道路周辺の倒木等、十分な状況ではないのではないかというご指摘でございますけども、当初、道路等をふさぐ道路にかかっている部分については、すべて倒木処理を発注させていただきました。

その道側のほうにまだもたれかかっているような、倒木の処理等につきましては、今後対応していきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） これ、今朝も見てきましたけど、まだ道路上にかかっていますよ、頭の上に。今来ましたが。これいつ落ちてきても不思議じゃないですよ。

これ、じゃあ今度の、次の予算に入ってるんですか、この処理費は。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 倒木の処理につきましては、道路の上に直接倒れてきておりまして、通行が不能な状態になっているものについては、処理をさせていただきました。

トンネルの先でですね、電線の上にもまだもたれかかっている木につきましては、東電さんに依頼をしたところなんですけども、まだ直接的に電線のほうにかかっている状況ではないという事で、現在はそのままの状態になっているような状況でございます。

○3番（石井芳清君） 専決の意味ないじゃないですか。なにやってるんですか。

（議長「町長」との声あり）

（「休憩」と呼ぶ者あり）

（議長「早急に処理するって言えよ」との声あり）

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 倒木につきましては地権者というか、その土地の所有者の方のということもございますので、その辺協議を踏まえまして早急に対応したいと考えております。

○3番（石井芳清君） まだやってないということなんですか、今の答弁は。

どういう事務なんですか。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午前10時18分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時35分）

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 貴重なお時間を、大変申し訳ございません。

ただいまお話のありました、御宿台地先の1ヶ所につきましては、底地が町有地ということでありまして、対応のほう遅くなりましたけれども、先週に業者さんのほうにお願いしているところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 大変貴重なお時間をいただきまして、申し訳ございませんでした。

先ほどの倒木の件につきましては、台風18号以降の26号、27号によるものではございますけれども、処理の方が充分ではないということで、既定予算のなかで対応を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 大変、時間ありがとうございました。

まあ、ご指摘のとおりですね、異常気象により時々強風吹いたりいたしますので、その気象状況を見ながら、必ず事後パトロール、点検などしてそういった事故等ないように、今後努めます。

ご指摘ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

再度確認なんですけど、この御宿台は、予算調整はどういうふうになっているのかということとですね、で、いつこれ完了するのかということ、再度確認いたします。

それから、この西琳寺隧道については、今回の倒木ですよね、もあるんですけどもう真っ暗なんですよ、昼間でも。で、今の、先ほどの今回の処理のスキーム、やり方、日程は当然これ電線も入っていますし、これは大変危険ですから、やっていただかなければいけないというのはわかりますが、範囲があるわけですよ当然。ですから結果として十分な対策が練れなかったということだと思っんですね。

で、確かにお金は大切かも知れませんが、一番大切なのは住民の命じゃないですか。繰り返しますけども。で、お金と言うんならばですね、確か区長会も下條村ご視察されたと同ってますけども、私達も下條村、泰阜村などの視察をさせていただきました。

そこは例えば、道路まだ舗装されてないところでもですね、原材料費をだして、地域の人達が協同で作業をして、5分の1くらいですかね、ほとんど原材料だけできれいに道路舗装をしてるという実態も私たち見てきているわけです。

で、かなり昔ですけど議会にも提案申し上げております。

こういう、いわゆる山、特にこの道路、地権者の方も高齢なんです。年金生活者も多いんです。なかなか維持管理ができないのが実態なんです。

そうしたものもきちんと管理できるようにしていくと、里山とかという形で事業化もしていただいておりますよね。そうした全体的な管理が必要なんじゃないですか、考え方が必要なんじゃないですか。で、きちんと、少なくとも道路についてはね、安心して子供たちが通える、そういう環境を作っていく必要があるんじゃないですか。しかもこういう災害で、今現在でもこういうものが残っていると、次の補正にも入ってないというこの感覚はね、私は全く理解できない。

それを放置していたのは、責任者は町長ですよ。違うんですか。

もう一度それについて、きっちりとした答弁をいただきたいと思います。最後です。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） はい、ご指摘ありがとうございます。まあ、1ヶ所1ヶ所、1点1点を、きちんと精査して確認して対応すると、今後充分に気をつけていきたいと考えます。

ご指摘のように基本的には、土地という云々でございますけど、一概には言えませんが、すべてを即、町がやるということも、なかなか無理でありますけども、基本的に一番大事なことは人命であります。そのような基本的な立場に立って対応いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 11番、貝塚です。

あのね、岩和田住宅に関連、この台風でね雨漏りができて修理したっていうけども、海に向かってね左側の棟、1棟、2棟、そこに入っている人達の使う倉庫ありますよね。倉庫も屋根が飛んで穴が開いたり、これ以前にもね、修理してくださいって頼んだはずだけど全然してな

い。今回はね、後ろの倉庫なんかもう屋根、穴が開いちゃってるんですよ。もう雨が降ればザンザン降ってるんですよ。それで皆さん入ってる人にね、お宅はあそこ倉庫に何も入れてないの、入れてたらこの雨でみんな駄目になっちゃうよ、というふうなことまで問い合わせてる、だけど予め、もう漏ってあそこにはものを入れられないとあって、使っていない人が殆んどなんだけど、使っていないからって放置しとくということは、ありえないと思うんですよ。

で、使うためにあるんですから、それが使えない状態にあって、尚且つ、今以って何の措置もしてないということは、あそこの住宅を、どう将来考えているのか、どうしようという考えで。

そっちはもういいんだと、早急に別のところに建てて、そっちに移ってもらうから、もうそこにはお金を掛けないよというのか。それともあと10年とか20年とか使うために、入る人のためにきれいにしてあげるとかね、何とかってね、今専決でね応急処置をしたけど雨漏りするんで、完全に防水措置をするという、もうあそこはね言うては悪いけど、お金くってるんですよ、修理修理でね。

ですから以前にも、どなたか議会で一般質問で、住宅のことでしたと思うんですけど、是非ね、私も言った通り何年後には建替えますから、それまではこうですよというようなことをね、やっぱり入っている人に知らせるとかね、そういう計画があるのであれば、建てる計画がなければ別としてね、やはりきちっとして快適な住宅を提供するっていうのが、これ町の建物なんですからね。ですから、そういうところで一体、あの倉庫の修理するんだかしらないんだか、ちょっとお聞かせください。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘の倉庫につきましては、昨年度、簡易な修理は行なっております。

ただ現状、もう一度確認をしてですね、修理等ございましたら、26年度の予算の方には計上してまいりたいと考えています。

また、岩和田住宅の今後につきましては、例えば長寿命化計画策定してございますので、その中の整備方針等含めまして、協議会等にご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(中村俊六郎君) 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第2、議案第2号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定ついてを議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長(木原政吉君) 議案第2号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

一般職の任期付職員の採用に関する条例につきましては、地方分権等の進展に伴い、行政ニーズの高度化、多様化に伴い、専門的知識経験の活用や一定期間の業務体制に必要な任期付職員の採用を可能とするため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、新たに条例を制定するものでございます。

これにつきましては、予てから議会からも提案をいただき、近隣で申しますと、いすみ市で23年7月より、勝浦市で23年12月より施行しております。

県内の状況でございますが、54市町村中24の団体で制定しており、全国的には1,742団体のうち、約17.2%の団体で採用しております。

また採用状況でございますが、県内では実績としまして市で23団体、町村で1団体、計24の団体がこの条例を基に採用を行っております。

ちなみに勝浦市では、一般任期付職員で建築技師、また観光プロモーション関係、また危機管理官について、この条例を基に職員のほうを任期付きで採用しております。

いすみ市につきましても、危機管理官、また今後、徴税関係の任期付職員を採用するという
ことで聞いております。

御宿町につきましては、当面は、建築技術職について任期付きで採用をしてまいりたいとい
うことで、この条例を定めさせていただくものです。

それでは、条例の内容についてご説明をいたします。

第1条は、制定の趣旨を、第2条第1項では、高度の専門的な知識経験を又は優れた識見を
有する者を一定期間活用することが特に必要な場合に、特定任期付職員を採用することができ
るということをごさいます、これについては政令都市とかですね、市で千葉県内では定めて
おります。

例えば、政策法務室長、これは弁護士資格を持つ者で町村ではありません。

次に、第2条第2項では、専門的な知識経験を有する職員の育成に時間を要する場合などに
おいて、一般任期付職員を採用することができると、するものでございます。

御宿町が考えているものは、この第2項で、先ほど申しましたように、当面技術力の長ける
建築技師を採用いたしまして、職員の育成を図るということでございます。

また、第3条は、一定期間に終了が見込まれる業務や、一定の期間に限り業務量の増加が見
込まれる場合等に、一般的な事務を行う職員の任期を定めて採用することができるものです。

次に、第4条は、今第3条で申し上げました一定期間に終了が見込まれる業務や、住民サー
ビスの向上を図る場合などにおいて、短時間勤務職員として任期を定めて採用することができ
る、とするものでございます。

次に、第5条ですが、これは任期の特例についての規定でございます。特定任期付職員と一
般任期付職員の任期は、法律で5年以内と定められております。また、任期付職員と任期付短
時間職員の任期は法律で原則3年までとされておりますが、業務終了時期が当初の予定を超え
て一定の期間延長される場合には、任期を5年まで延長できるという特例をここで定めるもの
でございます。

第6条は、任期を更新する場合は、当該職員の同意を得なければならないというものでござ
います。

次に、第7条、第1項から第4項までは、特定任期付職員の給与関係の特例について定める
ものです。

第8条ですが、第1項から第4項につきましては、任期付職員の給与条例における住居、扶
養手当、時間外手当等の適用除外と期末手当の率等の読みかえについて定めるものです。

第9条につきましては、本条例の施行に関する必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則の第1項につきましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

附則の第2項、3項につきましては、この条例の制定に伴い「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「一般職の職員の給与等に関する条例」を一部改正するものでございます。

これに伴いまして、もし、条例の方ご承認いただければ、先ほどから申し上げております、建築技術職につきましては、早急に出来れば26年4月1日以降、採用を目指して事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

まあこの条例は、なぜもっと早く提案しなかったのかと思うような状態です。まあ基本的に賛成なんですけど、多様な採用が可能になるということで、まあ高度な、今課長が言われたような知識、経験、技術、有識者、また期限を限定で採用できるということ、また短時間労働の採用もできると、今までの生涯雇用、一番問題になっていた、公務員の終身雇用が一番問題でした。

これが可決されれば、まあ違った形のものができていくんではないかなという中で、まあ公務員一度採用されれば、よっぽど悪いことしない限り、出来不出来に関わらずリストラ解雇になることはなかったというのが現状だと思うんですよ。

必要なときに有能な人材を一定期間雇用できると、勤める人もまた、ウィンウィンの関係ができていくんではないかなと思っております。是非これを運用していただければと、思ってますけど、まあ課題はこの条例の運用にかかっていると思うんですけど、質問が8つくらいあるんですけど、とりあえずその募集の合理性ですね、それとその採用基準、特定任期と一般任期とこれどうするのかと。

あとは選考判断の基準をどのように確保していくのかと、あとはその平成26年度改定だと思うんですけど、御宿町の定員適正化計画との調整はどうするのかと、とりあえずこの辺をちょっと。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 募集についてはですね、このなかで、今回示したなかで4つの採用タイプがございます。

まず1点目が先ほど申しました、実質的には大きい市で雇ってる弁護士資格を持っている、高度な資格を持つてる人、それと近隣でもあります危機管理官とか、建築の指導とかそういう一般の任期付職員とか、あとはその一定期間ですな職員がなかったというなかでの、これ4条任期付職員という呼び方してます。

それともう1つが1週間のうち31時間、4日間働く短期の職員というのがあります。いま言った中で、ご質問の中で前後しますけど、短期31時間、4日間の短期については、法律上職員の定数には入らないということになっております。

それ以外の3つについては定数に入るということで、御宿町は27年度まで定員適正化計画で職員を100名と定めております。現在その雇用しようというのは、建築の指導にあたる職員と一般の任期付職員を考えてますが、それは定数の中で処理していくように合わせていくと。いう範囲の中で、雇用していくと考えております。

それと採用についてですが、これについては特定任期付職員と、町が目指す一般任期付職員については、一応採用の方法については選考というふうになっています。

これ任期付職員の法律について第3条第1項、あとですね、第3条2項のほうで選考のほうで、そういう資格を持った人を、募集の方法いろいろあると思うんですが、勝浦だとやっぱり公募をやったと、その中で適正な人はいたので採用をしたということでありまして。今やっぱり、そういう資格を持っている人が前提になりますので、一般また官公庁のオービーにこういったいろんな選択肢があると思いますので、その中から適切な、適当な人を選考していきたいというふうに考えております。

4条について、またその短期については、競争試験または選考ということになってますので、選考の方法は通常は競争試験やった中で、面接等の中で採用していきたいと考えております。

それと採用の基準ですけど、やはり町が募集したり、そういう資格を持っている人の中で、適切な方を最終的には選ぶということで、資格が、経験が、資格経験が基準ということになるかと思えます。

適正化の判断、整合性についてはその中で納めるということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） そういう中で、採用の透明性、どうやって確保するのかというのが問題があると思うんですよ。それと選考という中で判断基準。一級建築士が例えば2人来たと、あなた達にはその判断はわからないと、要するに判断基準はどうするのかと。

それと、この適正化計画の中で処理していくという中で、まあ100名を超えないという形が、

27年度までであるということでそれは理解しておきますけれど、その中で服務規程ですね、これ相手に与えるのかと、公務員と同じ待遇をするのかと。

最近その再任用の職員ですけど事件起こしてます。それで公務員法 30 条から 38 条のこれどうなっているのかということと、短時間職員の採用、これ有資格者の門戸を開くような形でいいと思うんですけど、臨時職員とどう使い分けていくのかという問題ですね。

取り敢えずそれだけ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 選考の判断基準については、一定の資格を持っていることと、先ほど申しましたように経験、経歴についてやると思います。町が求めていますのが、やはり公共事業関係の例えば、設計なりその辺についての経験を求めますので、その辺も加味しながらですね、選考していくと、最終的には町長の判断ということになるかと思えます。

それと服務については、これは今ご照会がありましたすべての、4つの対応職員のなかで、地方公務員法 30 条から 38 条の適用があるということでございます。

○9番（瀧口義雄君） それが何かと聞いているんだよ。

○総務課長（木原政吉君） 守秘義務等含めまして、一般の職員と同じ適用があるということでございます。

それと臨時職員との使い分け、これについてですね、やはり今後についてはですね一定の運用基準を作る、それについて運用基準を作るということが必要だということです。

ちなみに、例えば保育士について近隣を調べますと、勝浦市だと今ですと臨時職員 30 名程度いると伺っております。これについては今の段階では、任期付きや再任用についてそれを分けてですね、勝浦市は任期付きの保育士は雇っていないという状況でございます。

今後については検討しなければいけないと聞いてますけど、今は雇っていないので規程はないと、任期付職員の条例はありますけど。

いすみ市は臨時職員、保育士については、全市で 50 名程度いるということでございます。

いすみ市についてはその中で、10 人任期付職員で採用しております。この基準というのが経験上ですね、その任期付職員の・・・

○9番（瀧口義雄君） 課長、そうじゃなくて、御宿はどうするのかと聞いているんだよ。

○総務課長（木原政吉君） だから、他の例を参考にしながらですね、運用基準は作っていかなくちゃいけないと考えております。

例えばいすみ市の場合ですと、保健師で臨時採用と任期付職員がありますけど、任期付きの

採用職員は、クラスを自分で持てるというような判断を持った中で、任期付職員と臨時と分けて採用しているという事例があります。

で、短期の場合ですね、まだ県内で、町村で言いますと、町村だけで九十九里町が該当すると思いますけど、他の町村ではまだ実例として、短期の場合保育士について、そういう基準で採用しているのはないというのが現状でして、そういった市の実例等踏まえまして、やはり議員が申しますように、基準を作っていくとまずいのかな、それについては研究を進めたいと認識しています。

○9番（瀧口義雄君） 30と38条。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 信用失墜行為の禁止や守秘義務については、一般の職員と同じように、適用があるということでございます。

30条と38条については、すみませんが後ほど詳細についてご報告いたします。

○9番（瀧口義雄君） これはIDを与えるということですね、IDカードも与えるということですね。その答弁がなかったのと、それともう1つ、これは退職後もそういう守秘義務がついてまわると、特定と一般の方は。

それと一番問題は、この人事及び採用は町長の権限と、あと個人情報の中で公表されないですね、選考の段階、あるいは決定するまで出来ないという中で、ほとんど密室、あるいはその内側で処理されていくと、これが問題を生む温床となっているんですけど、これについて改善策はあるのかと、これは任期付き採用も同じ様な方向をたどって、今までの採用と一緒にはいかと、要するにどこでどうやって採用されて、どうやって決定されていくというこの個人情報の壁と、町長の人事権と、この2つの中で、まったく人事のことに関係しては表に出てこない、採用されて出てくると、その過程はこの2つの壁の中で出来てきちゃう。

これも大体そういう方向でいくんですか。というのはね人事権あるのはわかってるんですよ、私の心配してるのは、そういう形でね、今度は特殊な技能だからそれはそれとしても、これ公募もしないでいっちゃうのかという心配してるんですよ。というのは、あなたに前から言うように、例えば例を挙げれば臨時職員、月の沙漠の館長がいつの間にか前の担当課長が天下ってると、公募もなにもしない、あなたには嘘でもいいから募集かけると、世の中には能力のある人がいっぱいいると、なんでやらなかったんですか。それと同じ様なことを私は心配してるんですよ。人事権あるかもしれませんが、公募して悪いという話じゃない。こういう新しい多種多様な採用ができるときに、歯止めが全然ない。だから募集の時の透明性を持って、正

当性を持ってくれと、その辺の担保はどうなってるのかと。

さっきの月の沙漠の館長だって、いつの間にかあそこに天下ってる。前の館長はいつ辞めたかもわからない。はい、その辺。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今回ご質問のなかです、IDを与えるのかといったご質問ありました。これについては、当然指導する立場におきますからIDを与えて、一般職員と同じという認識しております。

守秘義務は退職後もあるという認識でございます。

それと採用についてですね、公募、透明性でということであり、先ほど申しましたように4条、それと短期の職員については当然公募で募集すると、その中で選考するという事になります。

特定の任期付職員、想定では当面、町ではないと思いますが、一般任期付職員これについては、選考とですね場合によって公募について・・・

（瀧口議員「聞こえない、ちょっと聞こえないですけど」との声あり）

○総務課長（木原政吉君） 当然そういう資格を前提にやりますから、なかなか他の事例でいうと、例えば、危機管理官等につきまして事例で言いますと、例えば自衛隊の経験を持ったとか、勝浦で言うと観光プロモーションこれについても、やっぱり旅行会社とかそういった知識経験を持った者を採用するという事でございます。

勝浦の場合、技術職については一旦の公募して、その中で適切な人がいたという話も聞いてますので、それを参考にですね最終的には町長の判断ですが、やっていくというふうには考えております。

月の沙漠記念館の館長を公募か、またはしなかったのかと、それについては最終的には町長の判断でそういう結果になったと認識しております。

（議長「町長」との声あり）

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この件につきましてはご指摘のとおり、基本的には公募をですね、基本的な考えとして持っています。

記念館の場合は、記念館長については、嘗て色々採用について、公募の場合とそうでない場合とあったわけですが、私自身、現館長を能力ある方だと考えたなかで採用させていただいたというわけでございます。

○9番（瀧口義雄君） 最後です。

要するにこの条例に基づく採用は、今第2号議案ですね、これは基本的に公募するというのと、あとはその基準を作っていくということと、もう1点はその短時間の職員ですね。短時間職員の採用に関して、まだ前例があまりないということはわかってますが、同じ職場に臨時職員の有資格者がいて、こっちが短時間と、これはなかなかすぐわない面がありますよね。その辺の調整をどうしていくのか。で、条例を作ったらそれを運用することですよ。じゃあなかったらこの項を外すことですよ。運用する気がないような答弁ですよ。他所がないからやらないんじゃないくて、これを作ったらもっといい形の職員の採用ができて、もっといい行政事務サービスができると、考えるのが行政の仕事ですよ。その辺が欠けてますよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今ご指摘いただいた件については、やっぱり検討しなければならないと考えております。その辺について十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

任期付職員に関する条例の制定ということでもありますけども、御宿町はこの間、採用を年齢の階層というんですか、それに非常に上下が激しいということで、特に近年、これからいわゆる管理職、若しくは今日も答弁ございましたけども、一定の技能を持った職員という中では、なかなか育って来れなかったという中で、そこを補完をするというのがひとつの目的だというのが、実態としてわかるところでございます。

ただ今も質疑ございましたけども、この選考、採用ですね、採用条件をどう透明性を高めるかっていうのは、やはり大事なところだと思うんですね。で、その基準を作るということでもあります。

それからその選考という言葉はおっしゃってますけど、確か選考委員会とかなんか、あるんじゃないかと思うんですよね、ないんでしょうか。選考するのは例えば、総務課長が1人で選考するということなんですか。現実的な事務ですよね、現在も職員採用、行なってますよね。それと今回新たな枠組みの中での職員の採用というのは、同じ対応を取ることなんですか。その辺の説明を求めたいと思います。

それから任期付短時間勤務職員ということで、私もまったく前段者と同じような危惧を持っているわけではありますが、今、御宿町はシルバー人材バンクでございますよね。それから臨時雇

用、それから今日はまた新たなフレームでの短時間勤務、で、現在大変景気が悪い中、暮らしを底支えするということもありまして、臨時職員いわゆる生活、暮らしを支えるということも大きな側面であろうと思うんですね。で、そういう幾つかの枠組みを作ったわけですけど、それらがきちんと、心配されてる通りだと思うんですよ、私も心配してるんですけども、効果的に運用していくと、その目的を達成するということが大事だと思うんですね。

で、その辺のところ明確な運用がないと、ただ単に安ければいいということで労働の質、そしていわゆる行政が行なう、行政自らそういう何ていうんですかね、暮らしていけないような給料でですね、勤労の場を与えるということはあってはならないというふうに思うんですね。ですから当然それぞれの枠組みが必要だというふうに思うわけです。

それがどうも私は明確になってないという感じがするわけですけども、それも踏まえてですね、答弁を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 選考の基準ということではありますが、今言った中でですね、この条例をだしましたんでその中の考え方ですけど、特定任期付職員、また一般任期付職員については基本的には一般職の職員を採用する選考委員会があります。それに沿った選考を考えていかなければいけないのかなと認識しております。

それと4条付任期付職員、それと短時間任期付職員については、今臨時職員採用する場合に、人事担当課と主管課の今4名で採用試験、選考試験を行っております。それに準じた選考をする、ということをご想定しております。それと、先ほど瀧口議員の話にも、ご質問にもありましたが、やはりその運用ですね、について基準を定めていくということをしていかないと、一般の臨時職員と任期付職員の基準のほうが曖昧になってるということで、仮にいすみ市の例でもですね多少そういう事例も聞いておりますので、その辺については運用基準を作ってですね、明確に分けていかなければいけない。

ただ今回そういった意味で制度を作ったと、いろんなですね採用できる制度を作りましたから、それが適正に運用されていくようにですね、ご指摘のようにそういった基準を含めてですね作っていかなければならない、早急に作るように進めていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） それと現実的に採用になった場合の、いわゆるその身分ということなのか、なかなか言葉がみつからないんですけども、いわゆる誰の指示を得てその業務にあたるのかと、要するにこの職務権限ですか、もうひとつは職務権限、要するに指示を現状の職員に

指示を与えることができるのか、その上下関係。どこにどういうふうに着用していくのか、これはそういう行政事務上の問題と、あと人間関係も当然あるんでしょうけども、まあ、人間関係は置くといいたしましても、そういうことは、この中でどういうふうに着用されるのか、現状臨時職員の扱いについても、やっぱり誰が基本的に指示をするのかということもあろうと思います。

その辺が我々議員としても見えてこないんですが、その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） これについて一般任期付職員、例えば町を目指す建築技術、資格を有する者を採用した場合ですね、市町村によってその考え方が色々とまちまちのようです。現実的に。

例えば近隣の例で言いますと、勝浦市ですと課長補佐級に置くと。それは危機管理官だとか看護職種ですね。いすみ市の場合は市の判断で主幹級ですね、同じ7級の中で。いずれにしても課長の指示を受けて業務にあたるということで実施しているそうです。

御宿町の場合ですと、今の段階ではまだ決定ではありませんが、勝浦市と同様ですね、6級職で想定しております。で、課長の指示を受けて、また部下の指導にあたるということで、事務にあたっていただくということで考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） そういたしますといわゆる、例えば6級職だとすると、5級職だとか要するに下位の職員たちには指示権があると、下位の職員に対しての指示権があるということではよろしいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今、答弁したんですけどその資格、経歴によってやるんですけど、今実態ではですね、普通だと4級から5級に置いたりだとか市町村によって違うと、ただ実例で言うと勝浦、近隣で言うと6級7級に置いている実績があるんで、同等の人が雇用されれば資格を持った人が、御宿の場合では6級に置きたいと、部下についてもそれを監督すると、指導するという立場で教えていくということで想定しております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

あの、まあよくこの条例を作ってくれたなというのが、今まで我々議員の中でもこれを要望していたと思います。

そこです、今後の採用がどのようになっていくのかなというのが、私の一番の危惧しているところで、まあ、上手にやってくんだらうなということだけはわかるんですけど。

まあ、建築技術職員をまず採用したいという要望があると。じゃあ一体建築技術職員の、今、御宿町における問題はどのようなものがあるのか、先ほど話したように岩和田住宅については、確かに老朽化という問題もあって、総合的に考えなきゃいけない問題だなと認識しております。

私はですね、できれば土木技術職員だなと最初はと思ってます。それはあの散々今まで、前回のお話にもあったと思いますけど、橋の長寿命化、これはかなり老朽化しております。舗装も老朽化しております。このままでは、この御宿町でいつ橋が落下するのかなんかってのを、私は本当に危惧しております。

で、建築のことは県の出先機関、土木事務所がですね、所管がない所は所管してるわけですね。で、全体的に県も土木技術職員と建築職員は大差があるんですね、職員の定数によって。で、それほど土木施設をかなり抱えているわけです。同じように御宿町も、建築よりも土木の方がいっぱい抱えているんじゃないかなと、私は認識しております。それで今まで、土木技術職員がいたのかどうかというの、ちょっと採用していたのか。その辺もうちの町はですね、他の市町村とも対比した中で、本当にいないんだなというのが実感です。

本当にこのままでいいのかなと、私は本当に危惧してるんですけども、この橋の問題、それと清水川の上流域の洪水の問題、すでに委託もかかっております。これをどのようにもっていくか。

町長が、災害に強いまちづくりを第一に挙げておりますけども、これに叶うかどうかですね、私はそういう意味では、まずは土木技術職員を採用していただきたいというのが、私個人的な希望であります。

まあ、長々となりますけども、台風 26 号によって茂原市内が、また大災害を受けたんですね。で、やっぱりこれは全体的な話なんだと思いますけども、都市化がどんどん都市化して行って、水の流出がどんどん増えちゃうんです。

この辺の問題をやってるのは土木技術職員なんです。ため池造ったり、何造ったり、土木施設造ったりというのは、土木技術職員なんです。なんで建築技術職員を先に採用するか、それは問題あると思いますよ。

私の危惧してるのはマンション一帯がですね、あの東日本大震災によって、どの程度耐える

ことができるか、直下型なんて来たらどう耐えることができるか、本当にそういうのが建築技術者を必要としている分野だと思います。まあ、それぞれ分野あるんですけども、抱えてる問題は両方ともなんだと思いますけど、まだ県の方に聞いて相談していけばいいんじゃないかなと、私の個人的な考えですけども。

まあ、是非ともそういう御宿町が今後、処理していかなければならない大問題がこの2つ、橋の問題公共インフラですね。これは本当に近々の課題としてやっていかなきゃならない問題、このようなことをどのように、両者を考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 土井議員のご質問ですね、そのとおりだと思います。

町にはいろんな、例えば公共土木の関係です、橋、トンネル等も喫緊の課題だと思います。併せて今後、今検討いただいている保育所とか、今後の共同調理場等の関係もございます。当面私共は、建築関係含めてそういう技術を持ってないので、それも必要だという認識をしております。今いただいた意見を踏まえてですね、公共土木のほうもそういう事務について、専門職がないのも事実です。いただいた意見を踏まえた中でですね、町長とも相談しながら、任期付臨時職員の中でどちらを優先するかということ踏まえてですね、採用の方について進めていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 是非とも、全町で抱えてる問題、全部をやっていくというのは大変ですけど、コツコツと重要な問題、人の生命、財産を預かっているわけです。それをまず第一優先に考えた上で、職員の採用をしていっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 2 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第 3、議案第 3 号 御宿町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長(大竹伸弘君) 議案第 3 号 御宿町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、地域の元気臨時交付金でございますが、平成 25 年 1 月 11 日に閣議決定されました「日本経済再生に向けた緊急経済対策」におきまして、地域経済の活性化と雇用の創出を図るために創設された交付金でございます。

国の平成 24 年度補正予算に計上されておりましたが、その後、国において調整が長引き、11 月末に額の内定が示されたことから、本条例案をご提案させていただくとともに、補正予算において、追加分の事業費を提案するものであります。

この交付金は、施設整備など、地方債の発行対象となる経費への活用が認められるものであり、御宿町に対し 5,767 万 6,000 円の内示額が示されております。

このうち、1,900 万円につきましては、当初予算に計上済みである御宿小学校の用具倉庫の整備やトイレの洋式化、道路改良整備事業に充当するほか、新規事業として、本議会に予算提案しております防災井戸の設置、避難場所標示看板の整備に活用する予定です。

残りの 3,867 万 6,000 円については、平成 26 年度の学校施設整備や道路改良整備、社会体育施設付帯整備の財源とするために基金に積み立てて運用する予定でございます。

それでは、条例案の内容について第 1 条から順にご説明申し上げます。

第 1 条でございますが、地域の元気臨時交付金創設の趣旨に基づき、本条例の目的と設置について規定するものでございます。

第 2 条は、積み立てる額について規定をするものでございまして、予算で定める額とするも

のでございます。

第3条は、基金の管理について規定をするものでございまして、確実かつ有利な方法で管理する旨の規定をするものでございます。

第4条は、基金の運用益の取扱いについて規定をするものでございまして、この基金から生じた収益金は、一般会計予算に計上し、基金に編入するものと定めるものでございます。

第5条は、基金の処分について規定するものでございまして、対象事業の財源に充当する場合に限り処分することができる旨を規定するものでございます。

第6条は、規則等への委任について規定したものでございます。

最後に附則でございますが、条例の施行日について公布の日からと規定したほか、交付金の制度上から、基金は平成26年度までに取り崩すものとされているため、本条例の失効日を26年度末と定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

本案は、地域の需要に応じた、住民生活に必要な地域公共交通の確保、利便性の向上等、地域の実情に即した輸送サービスの実現を図るため、道路運送法の規定に基づきまして、御宿町地域公共交通会議を設置するにあたり、地域公共交通会議委員を、非常勤特別職の職員として位置づけるとともに、会長及び、委員の報酬の額を定めるものでございます。

委員の構成につきましては、地域の実情に即した移送サービスの実現の観点から、一般旅客自動車、運送事業者、地方運輸局長、及び警察署長等で組織をする予定でございます。

条例の別表におきまして、地域公共交通会議、会長 3,000 円、同委員 2,900 円という項目を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

先日、内容について説明いただいたところでありますが、改めて地域公共交通会議の委員の人数、全体でいくら、何人になるかということとですね、それから新旧対照表がございまして、この中でですね、今般、改正するわけではありませんが、新旧対照表の中に載ってございまして、確認という意味で質問させていただきますが、これは2ページですか。2ページの下から4つ目に、外国語指導助手となっております、月額が35万円以内という表現になっておりまして、こういう表現は今回の条例改正の中には、この一項目しかないというふうに思うわけでありまして、これは条例改正ということもありますが、どのように運用されているのかですね、それについて改めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） まず、この地域公共交通会議の委員の皆様の人数ということでございますけれども、計画の中では12名ということで考えております。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 新旧対照表の外国語指導助手ということで、こちらにつきましては中学校、小学校において、英語の指導をいただいております、ALTの講師の報酬になります。現在、手取30万円となっております。この35万円以内というのは、手取で30万円ということになりますので、税金等の控除をした中で30万円、外国語指導助手へ支払うこととなりま

すので、以内という表現になります。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

これは年齢だとかそういう、このALT外国語指導助手に関する給与ですとかについては、報酬ですね、報酬については何もないんですか。もう一定金額なんではないですか。それから、いまの説明も大変わかりづらい説明なんですね、明確な答弁を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） ALTにつきましても、総務省、外務省そういった国の事業として地方公共団体が主体となって実施しているものがございます。そういった中でですね、国の基準そういったものについて、いま手元にはございませんので、申し訳ございませんが後ほど報告させていただきたいと思います。

（議長「わかんねんかよ」との声あり）

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 最終的には、いま教育課長が後ほど正確には答えるということですが、要は、今までの認識ですと手取で30万、で、国によっては税金とか違いますから、その範囲で支給額は35万円以内で手取が30万になるように、調整するという認識で進めています。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

本年10月18日に、千葉県人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告がありました。

報告の内容は、平成25年4月分の職員の給与と、民間企業従業員の給与とを、責任の度合、学歴、年齢等が同等であると認められる者同士でそれぞれ対比させ、比較したところ、民間給与が職員の給与を、一人当たり平均355円上回っていることが明らかとなったため、県ではその格差の状況や国の人事院勧告に内容を総合的に勘案し、改定を行うことになりました。

具体的には、近年、初任給が民間との間に相当程度の差を生じている状況にあることから、初任給を中心に、若年層概ね、20歳代に限定して給料月額を改定するというございます。県における改定の対象者は、1級主事補から3級主任主事までで、改定率はそれぞれ1%から四捨五入の関係で0.0%まで改定し、県職員9,094人中2,016人が該当するというございます。

これに伴いまして、初任給は大学卒（上級試験）で現行より2,000円アップの18万800円、高校卒（初級試験）で現行より1,700円アップの14万6,200円に改め、改定の実施時期は平成25年4月1日から、実施することになっています。

町におきましても、千葉県人事委員会勧告に基づき、県と同様に、初任給を中心に、概ね20歳代の若年層に限って給料の月額の改定をお願いするものです。

新旧対照表の1ページ目をご覧いただきたいと思います。

5の1という下に書いてあるものございます。現在、町ではこれが給料表を改定する改定前と改定後ございます。略というのがその下ありますが、横にですね、主事補から1等級から7等級までの給料表で、縦に1からずっとありますのが号法ございます。この中で、改正前の5の脇が主事補ですが、ここの5等級1号俸14万100円、これをですね、改定後の1の5、14万1,800円に改定するというございます。高卒については1,700円、次の下におりてです。

ね、1号俸の13の脇ですが14万9,800円とあるものを、改定後については1,800円アップの15万1,600円、これは短大卒でございます。で、この表の一番下の改定前で25の脇に17万2,200円とございますが、これを改定後については17万4,200円、大卒で2,000円アップという改定を主にしていくものでございます。

対象者は1級主事補が17名、2級主事が14名、3級主任主事が3名の合計34名の職員で、改定率はそれぞれ1%から四捨五入の関係で0.0%までで、改定額につきましては、最高2,000円から100円まで、月額という改訂になっています。

また、先ほど申しましたように、大卒で2,000円アップ、短大卒で1,800円アップ、高卒で現行より1,700円アップということで、実施時期は県と同様に平成25年4月1日とするものです。

本改定に伴います影響額は、約85万円程度というふうと考えております。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第6号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田税務住民課長より議案の説明を求めます。

埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 議案第6号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税における寄附金税額控除の改正及び公的年金特別徴収制度の見直し、金融所得課税の一体化に係る改正について所要の規定の整備を行うため、御宿町税条例の一部を改正するものです。

本議案の資料としまして、税条例改正の主な内容を添付してありますので、その資料によりご説明いたします。議案と新旧対照表の後ろに添付してあります資料をお開きください。

本案については、同じ条文について施行期日を違えて改正があるので、わかりやすくするため、条だての改正文といたしました。

1 ページの第1条関係については、NPO法人を支援するための寄附金税額控除の対象寄附金の拡充と都道府県・市区町村に対する寄附金の特例控除の改正について、所要の規定の整備を行うものです。

第34条の7第1項につきましては、寄附金税額控除の対象寄附金について指定したものが、認定NPO法人については、仮認定NPO法人を含め、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村の条例で定めたものが寄附金税額控除の対象とされたことに伴い、仮認定NPO法人を町条例に加え、県条例と合わせるものです。

また、それと合わせて、地方税法を引用することにより、条文を簡素化するものです。

第34条の7第2項につきましては、都道府県・市区町村に対する寄附金の特例控除について定めたものですが、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の税率に、当該所得税の税率に復興特別所得税率2.1%を乗じて得た率を加算するものです。

また、それと合わせて、地方税法を引用することにより、条文を簡素化するものです。

附則第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例について定めたものですが、地方税法を引用することにより、条文を簡素化するものです。

附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例について定めたものですが、第34条の7第2項及び附則第7条の4の改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

以降、附則第 16 条の 4、附則第 17 条、附則第 18 条、附則第 19 条、附則第 20 条の 2、附則第 20 条の 4 につきましては、個人の町民税の課税の特例について定めたものですが、附則第 16 条の 3 と同じく、第 34 条の 7 第 2 項及び附則第 7 条の 4 の改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

続きまして、2 ページから 3 ページにかけての第 2 条関係については、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の見直し、金融所得課税の一体化に係る改正について、所要の規定の整備を行うものです。

2 ページの第 47 条の 2 につきましては、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について定めたものですが、現行では、特別徴収対象年金所得者が転出した場合は、公的年金からの特別徴収を中止し、普通徴収に切り替える仕組みとなっていますが、転出後も特別徴収を継続できることとされたため、特別徴収対象年金所得者の除外規定を見直すものです。

第 47 条の 5 につきましては、年金所得に係る仮特別徴収税額等について定めたものですが、年間の特別徴収税額を平準化させるため、4 月、6 月、8 月の年金支給の際に徴収される仮特別徴収税額を前年度の年税額の 2 分の 1 相当額とするものです。

附則第 7 条の 4 以降は、金融所得課税の一体化に係る改正です。

これについては 3 ページの※印をご覧ください。

金融所得課税の一体化等の見直しとは、投資環境の整備を図る観点から、株式や公社債等の金融商品の種類により異なっている課税方式を見直した上で、上場株式等の譲渡所得及び配当所得の損益通算、繰越控除の特例対象範囲に特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等と、上場株式等の譲渡所得及び配当所得との間で、損益通算・繰越控除を可能とするものです。

それでは、条文ごとに説明いたしますので、2 ページにお戻り下さい。

附則第 7 条の 4 につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例について定めたものですが、今回の改正で、附則第 19 条の 2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定が新設されるため、引用条項を追加するものです。

附則第 16 条の 3 につきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について定めたものですが、分離課税の上場株式等に係る配当所得に、特定公社債の利子を追加するものです。

附則第 19 条につきましては、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について定めたものですが、分離課税の株式等に係る譲渡所得が、一般株式等に係る譲渡所得と上場株式等に係る譲渡所得に区分されたことに伴い、改正を行うものです。

附則第 19 条の 2 につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について定めたものですが、分離課税の株式等に係る譲渡所得が、一般株式等に係る譲渡所得と上場株式等に係る譲渡所得に区分されたことに伴い、新たに規定するものです。

旧附則第 19 条の 2、附則第 19 条の 3、附則第 19 条の 4、附則第 19 条の 5、附則第 19 条の 6、旧附則第 20 条、附則第 20 条の 3、附則第 20 条の 5 につきましては、単に課税標準の計算の細目等を定める規定であることから、条例から削除することが望ましいとされたものです。

3 ページの附則第 20 条につきましては、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例について定めたものですが、旧附則第 20 条の削除に伴う規定の繰り上げ及び引用条項の条ずれの改正を行うものです。

附則第 20 条の 2 につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について定めたものですが、旧附則の削除に伴う規定の繰り上げ及び引用条項の条ずれの改正と分離課税の条約適用配当に、特定公社債の利子を追加するものです。

この条例の施行期日につきましては、資料に記載してありますが、資料 1 ページの第 1 条関係の内、NPO 法人を支援するための寄附金税額控除の改正規定については、公布の日から施行すること。

第 1 条関係の内、都道府県・市区町村に対する寄附金の特例控除の改正規定については、平成 26 年 1 月 1 日から施行すること。

2 ページの第 2 条関係の内、公的年金からの特別徴収制度の改正規定については、平成 28 年 10 月 1 日から施行すること。

また、2 ページから 3 ページにかけての金融所得課税の一体化に係る改正規定については、平成 29 年 1 月 1 日から施行することを附則において定めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

税条例の一部改正ということではありますが、それぞれ主な町会計に、どのような影響があるかについてですね、説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） それではまず、NPO法人を支援するための、寄付金税額控除の対象寄付金の拡充についてですが、これにつきましては、平成25年度課税における認定NPO法人に対する、寄付金税額控除はございませんでした。

今回、指定をお願いしております仮認定NPO法人におきましては、昨年末において県内で2法人であります。本町への影響は未定となっております。

都道府県・市区町村に対する寄付金の特例控除の改正につきましては、復興特別所得税の控除額も含めて、寄付金額の内2,000円を超える額について全額控除できるよう、都道府県・市区町村に対する寄付金にかかる特例控除額を見直すこととするため住民への影響はありません。

本町への影響としては、所得税の控除額が増える分、個人住民税の控除額が減ることとなります。

年収700万円の方が5万円寄付した場合は200円程度となっております。

次に、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の見直しにつきましては、総額において税額に変更はありませんが、現行制度の課題を見直すことができ、公的年金受給者の納税の便宜や、市区町村における徴収の効率化を図ることができると考えております。

最後になりますが、金融所得課税の一体化に係る改正につきましては、影響は未定ですが、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境となるため、将来的には金融所得が増え税も増えるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

まあ、理解できるものもありますが、最後のいわゆる金融所得課税の一体化等の見直しという条項ではありますが、確かこれまで御宿町の財政運用につきましては、安全確実な方法によって行なうというのが、財政規範だったと思うんですね。

今般のこの改正、現状では該当者ないと。いわゆる大口関係だと思っただけですね。これ、過去リーマンショックで、一国の財政が消滅をしたということを経験してるんですね。そういうものにですね、行政自身が誘導を行なうということになると、要するに金融先のです。

ね、自らには安全確実なものをと財政規範としておきながら、町民に対しては、そういうものを進めるということになると思うんですね。

これは上位法が変わったということであろうと思うんですが、で先般、昨日の質疑の中でも、例えば消費税8%の中で地方財政において、歳入分においてもマイナスが見込まれると、町民には大きな負担があるにもかかわらずということだと思います。それば福祉も含めてだということだと思うんですけども、ということですので、そうすると本当に町民にとってこういう改正で良いのでしょうかと。

確かに町が要するに町税としてですね、特別に徴税する条項というのは極めて少ないと、それは理解してるわけですけども、今の私の指摘というのははずれてるのでしょうか。それについて答弁をお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 只今の件ですが、例えば御宿町だけ改正しないとありますと、御宿町の住民が他の市町村の住民に比べて、不利になってしまうというふうには考えますが、先ほども議員さんおっしゃいましたとおり、地方税法改正に則った町税条例の改正でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで午後1時まで休憩します。

（午前11時59分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第7号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田税務住民課長より議案の説明を求めます。

埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 議案第7号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法並びに御宿町税条例の一部改正に準じ、金融所得課税の一体化に係る改正に伴う所要の規定の整備を行うため、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正内容については、御宿町税条例の金融所得課税の一体化に係る改正内容と同じです。

新旧対照表によりご説明いたしますので、議案の後ろに添付してあります新旧対照表をお開きください。

1 ページの附則第3項につきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について定めたものですが、分離課税の上場株式等に係る配当所得に、特定公社債の利子を追加するものです。

1 ページから2ページにかけての附則第6項につきましては、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について定めたものですが、分離課税の株式等に係る譲渡所得が、一般株式等に係る譲渡所得と上場株式等に係る譲渡所得に区分されたことに伴い、改正を行うものです。

2 ページの、左側の附則第7項につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について定めたものですが、分離課税の株式等に係る譲渡所得が、一般株式等に係る譲渡所得と上場株式等に係る譲渡所得に区分されたことに伴い、新たに規定するものです。

2 ページの、右側の旧附則第7項、旧附則第8項、旧附則第9項、3 ページの、右側の旧附

則第 11 項につきましては、単に課税標準の計算の細目を定める規定であり、御宿町税条例においても削除していることから、同様に削除するものです。

3 ページの左側の附則第 11 項につきましては、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について定めたものですが、旧附則の削除に伴う規定の繰り上げ及び分離課税の条約適用配当に、特定公社債の利子を追加するものです。

3 ページ右下から 4 ページにかけての旧附則第 15 項につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について定めたものですが、町税条例を引用することにより、条例から削除することが望ましいとされたものです。

附則として、この条例は平成 29 年 1 月 1 日から施行することを定めるものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井です。

先ほどの御宿町税条例と同じであります。歳入における影響について答弁を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 金融所得課税の一体化にかかる改正につきましては、影響は未定ですが、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境となるため、将来的には投資家が増えるのではないかと考えております。

旧附則第 15 項の東日本大震災に係る、被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例につきましては、国民健康保健税条例から削除しますが、町税条例附則第 22 条の 2 を引用し規定を適用することとなるもので、住民への影響はございません。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 了解です。

前税条例と基本的には同じ内容だと、そういうことで理解をいたしました。で、この改正の条例の文言についてであります。対照表の中の 3 ページですね、9 の 10、改正後は 9 の 10、改正前は 12 の 13 でありますけど、ここに条約という文言がでております。

条約というのは、通常国と国とにおいての取り決めというふうに理解をしておりますけども、この条約適用配当等にかかる、この条約適用配当等というのは具体的にどういう内容なのか、

説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 条約と言いますのは租税条約のことを言います。

これは我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避、または脱税の防止のための条約を言います。国税庁のホームページによりますと、租税条約締結国一覧表というものがございまして、そこに平成16年現在があるんですが、その時点では45カ国となっております。

また、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律というものがございまして、その中に今回の配当が記載されております。

具体的に申し上げますと、町民が支払を受けるべき国外公社債、外国債、地方債ですが、利子について支払の際に課される外国所得税の額がある場合には、その国外公社債の利子の額から、その外国所得税の額を控除した金額を、住民税、国民健康保険税の所得とみなしまして、分離課税により課税をするというものでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

只今の説明、なかなか耳慣れない言葉でありましたが、条約基準国が45カ国というようにおっしゃいましたか。

そうしますと、要するにすべての国が条約に加入しているわけではないという中で、それは個別に対応を行なうと、当然であろうとは思いますが、なかなか例は多くはないと思うんですが、非常に事務としては煩雑だなというふうに思ったことと、そういう面ではそういう法令、また条約についても、きちんと事務対応できるような、やはりなんていうんですか、学習と申しましょうか、そういうことも当然必要になってくるのではと思いますが、その辺について、国保の運営、一般論なんですけど、そうした事務の習得についてはどのようなかたちで行われているのか、せっかくこの機会ですので伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） おっしゃる通り確かにあまり例はないんですけども、この条約締結国につきまして、国税庁のホームページから最新の情報を得まして、課員できちんと対応してまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 研修におきましては、初任者研修をはじめ、年に2回程度実

施してございます。

また国保関係の職員を対象にした研修会も、年に2回程度開催しております。こういう場でスキルアップしてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第8号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議案第8号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

今回提案させていただきます条例につきましては、平成25年度税制改正による国税及び地方税法において延滞金の利率引き下げなどの見直しを実施されたことに伴う改正でございます。

御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

附則第2条延滞金の割合の特例につきましては、特例基準の規定がなかったことから今回「年14.6%の割合及び」と項目を追加し、現行の基準に延滞金の割合14.6%を改正後の特例として

「特例基準割合+7.3%」とするものでございます。

納期期限後1か月以内のものについては、早期納付を促す観点から、「特例基準割合+1%」と低い利率が設定されております。

具体的には、特例基準割合が現行では2%となっていることから、現行基準の延滞金の年割合が14.6%から9.3%に下げられ、更に納期期限後1か月以内のものについては2%に引き下げられるということでございます。

附則といたしまして、第1項では施行期日を来年1月1日とするものです。

第2項は、経過措置として施行日以前は従前同様の規定としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

延滞金の利率の引き下げだというふうに、理解をしたわけでありますけども。そもそも、昨今の経済状況の中では、町民の皆さんは、払いたくても払い切れないというのが、実態であろうと思うんですね。で、そういうものをそのままにしておいて、ちょっと言葉汚いかもわかりませんが、ということだと思いますので、やはり本体そのものをやはりきちんと払えるような状況にしてもらおうと。それとあと様々な生活の暮らしの実態の中で、減免などがあると思うんですね。

この間もきちんと窓口含めましてですね、丁寧な対応を取っていただいているというのは思うわけではあります。その事前の制度の活用の周知、もうあつという間に雪だるまになっちゃうんだと思うんですね、特に50歳代以降になりますと、今日も再任用ということである程度枠組みはできたものの、なかなか職にありつけないというのが実態だろうと思うわけであります。

その辺含めまして運用について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず周知でございますが、こちらにつきましては広域連合のほうから冊子等お渡してございます。

また、75歳到達者につきましては個別に通知等を差し上げております。こういったおかげをもちまして、22、23年度は滞納者という方はゼロでございました。

24年度だけお二人ございましたけども、議員がおっしゃるように、なかなか払いたくても払

えない方もいらっしゃると思います。そういった方につきましては分納でお納めいただくというような対応をとってございますので、そういった意味ではフォローしているのではないかなというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第9、議案第9号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議案第9号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

今回提案させていただきます条例につきましては、平成25年度税制改正による国税及び地方税法において延滞金の利率引き下げなどの見直しに伴う改正でございます。

先ほどご説明いたしました、後期高齢者医療と同様の改正でございます。

御宿町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第7条第1項「(当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は年7.3%)」の追加規定につきましては、延滞金の額が1,000円以上の該当者が見込めないことから、当初の条例

には規定しておりませんでした。税や後期高齢者医療保険など他の制度と同様にすることから新たに追加するものです。

附則第6条の延滞金の割合の特例の追加規定におきましては、他の制度と同様に規定するため、法改正に沿った形での運用を行うものでございます。現行の基準による延滞金の割合14.6%を改正後の特例として「特例基準割合+7.3%」とするものです。

納期限後1か月以内のものにつきましては、早期納付を促す観点から、「特例基準割合+1%」と低い利率が設定されております。

附則といたしましては、第1項では施行期日を来年1月1日とし、第2項、経過措置では、施行日以前のものについては従前の規定としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第10、議案第10号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 議案第10号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一

部を改正する等の法律による消費税法の一部改正及び、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、消費税率が国と地方を合わせて、平成 26 年 4 月 1 日から 5 %から 8 %に改定されることにより、御宿町給水条例で規定する水道料金、メーター使用料及び給水申込納付金に、それぞれ加算している消費税率について改正をお願いするものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

御宿町給水条例第 25 条、こちらは料金を定めておりますが、第 1 項第 1 号水道使用料、メーター使用料ともに 100 分の 5 を 100 分の 8 に、次に、第 31 条、こちらは給水申込納付金となりますが、第 2 項中 100 分の 5 を 100 分の 8 に改正をするものでございます。

ちなみに水道使用料におきましては、一般用で 10 立方メートル、1 ヶ月につき基本料金 2,100 円、超過分 1 立方メートルにつき 210 円となっております。

メーター使用料はひと月につきまして、一般のご家庭では 13 ミリが 100 円、20 ミリが 200 円以上、口径によりまして 50 ミリまで設定がございまして。

納付金につきましては、13 ミリが 7 万円、20 ミリが 11 万円、こちらのほうも 50 ミリまで設定がございまして、それ以上のものにつきましては、別に定めることになっております。

附則の施行日につきましては、平成 26 年 4 月 1 日とし、経過措置につきましては、改正消費税法の経過措置に沿った内容となっております。

始めに第 25 条の料金関係ですが、経過措置の内容としましては、施行日以前から継続して給水している場合で、平成 26 年 4 月 30 日までに料金を確定した場合、従前どおり消費税 5 %が適用されます。これはお引越など移動により 4 月 30 日までに料金が確定した時となります。

また、継続してご利用いただいている場合、定例の検針は 3 月、4 月分として、5 月 1 日から 5 日ころまでに検針を行うこととなります。

経過措置では、3 月の検針から 5 月検針までの期間が 2 ヶ月以内であれば 5 %を適用することとなります。2 ヶ月を超えてしまうと、税率を 5 %と 8 %に按分して適用することとされておりますので、検針期間が 2 ヶ月を超えないように準備する予定でございまして。

また、4 月 1 日以降ご加入された場合は 8 %の適用となります。

次に、第 31 条の給水申込納付金ですが、こちらは 4 月 1 日以降 8 %とさせていただくこととなります。

取扱いにつきましては、事前に広報等によりまして周知してまいりたいと存じますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 瀧口です。

消費税の関係の料金改定ということで、事前の改定ということで了解しましたけど。

9月の決算議会で、私質問して、あなた答弁できなかった。で、議長が仲介して、後日という話をいただいて私も了解しました。

この質問に対しては事前にあなたに書面で出してある。

で、今日報告があると思ったら、ない。その前に、局長を通して2回くらい催促しているという中で、回答がなかったんですね。定例議会の決算議会の話であった。で、議事録に残してあります。是非報告してください。

議長の仲介で、私は今日までずっと待っていました。局長は何回か催促してくれました。議場での話です。飲み屋の話ではないです。そういう中でわかっていますよね、質問出してあるのは。

是非、議長お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 水道料金の滞納の関係でございますけども、ご報告が遅くなりまして申し訳ございませんでした。

24年度末におきまして、調定件数で約5,000件の滞納がございます。但し、こちらのほうは加入世帯が月ごと重複しているようなことがございまして、そちらのほうを集計いたしますと、未納の世帯数が約600軒程度ということで、ご報告させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それは前回聞いたと思うんですね、私の聞いているのは、あなた書類持っているでしょ。持ってないなら読み上げましょうか。

まず、24年度の水道料金についてということで、滞納、未収納金についてですね。それで24年度1年間で未収納金がどの位あったのかと、それともう一つは24年度までの滞納総額はどの位か、また件数ですね、また一軒あたりの滞納額の多いのはどの位か、最長で何年位あったのかと、年度別にどうなのかと、それとこの5年間の年度別の回収ですね、それはどの位になったのかと。また今後の方針、これは水道ですから命に係わる問題ですから、どうやって回収していくのかと。

この600軒という数字がよくわからないんですけど、5,000件あって600軒という。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 600 軒とはですね、一世帯のお宅で2ヶ月毎の検針がございまして、数月分が重複して滞納ということで、調定件数ですと料金が一件というふうにカウントしますが、それを世帯ごとに整理をしますと約 600 軒程度ということになります。

総額につきましては 24 年の現年度分で約 1,000 万円、過年度分で約 4,200 万円程度の滞納がございまして。

細かい分析につきましては、まだ整理のほうが進んでおりませんので、整理出来次第ご報告したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 9 番、瀧口義雄君。

○9 番（瀧口義雄君） 600 軒というのがよくわからないんですけどね。わからないというのは理解できないんじゃないかと、説明が悪いんですよ。

そういう中で、あなた、決算を9月に受けているんですよ、だから私は、決算議会で聞いているんですよ。それを3ヶ月経って、議長が仲介だったから私は言わなかった。それをまた調べるって、3月ですか。それはひどいでしょうよ。

あなたの事務の話ですよ。決算終わってるんですよ。

議長。

○議長（中村俊六郎君） はい。

○9 番（瀧口義雄君） それは待てないでしょう。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長、もう一回整理してください。

今できますか、少しで・・・

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 休憩してできます、無理・・・

休憩時間では無理だそうですので、後ほどきちっと出させますので。

○9 番（瀧口義雄君） 決算議会で報告して、決算、監査いないですけど。通ってるんですよ。よく監査通りましたね。いい加減な監査なんだろう。そういう中で当然調べておくのは当たり前でしょう。これ局長から、9月終わってから何回か言ってるよ。で、あなた全然やってない、仕事やる気ないんでしょう。たらがってるからかわいそうだから黙ってたんですよ、議会のたんびにたらがっているのはあなただけじゃないですか。私は哀れみ感じて言わなかったんだよ。それにしてもひどすぎるよ。で、また待ってって。

これは皆さん料金払ってる人がいて、じゃあ最長何年滞納ありで、どう処理していくんだと、

これは税金じゃなく料金だから、それはわかりますよ。ただそれはあなたの担当ですよ。それとも岩瀬室長のほうかい。あなたのところでしょう。

税金の場合はチーム組んでやってるのはわかりますよ。でもこれをまたわからなくて、また待ってくれと。私、待てません。事前に私、渡してあるんだよ。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 大変申し訳ございません。もう少しお時間をいただきまして整理して・・・

（「いやだ」と呼ぶ者あり）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 整理してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○9番（瀧口義雄君） いやだ、待てない。3ヶ月待ちました。議長。

○議長（中村俊六郎君） はい。

○9番（瀧口義雄君） 本来なら、決算議会で決算の話なんですよ。それを議長の仲介で、私、待ってるんですよ。

私、黙ってたわけじゃない、局長を通してちゃんと言ってるんだよ。で、あなた、なしのつぶてなんだよ、それは偉い課長かも知れないけど、それはないでしょう。私はあなたがたがらがつているから黙ってたんだよ。ただ、議会で報告するのは当たり前でしょう。

調べなよ。

（「休憩して調べなよ」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午後 1時31分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引続き会議を再開いたします。

（午後 2時18分）

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず貴重な時間をいただきまして、誠に申し訳ございませんでした。

ご依頼された業務につきまして、業務管理が至らず、大変申し訳ありませんでした。数値につきましては早急に取りまとめめて、ご報告をさせていただきますので、よろしく願いいたし

ます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 暫時休憩をいただき、貴重な時間をいただきありがとうございます。

また、ご質問に対する回答義務を怠りましたこと、これは私の監督不行届きもございましたので、お詫びを申し上げさせていただきたいと思えます。

今後、このようなことのないように留意していきますので、よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） 私のほうから申し上げます。

議長預かりということで、早急に資料を提出させていただきますので、瀧口議員のほうにはよろしくお願ひしたいと思えます。

ご了承願ひたいと思えます。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

消費税増税分の対応というようなご説明でありましたが、これ予算上は、どのように反映する予定になっているのでしょうか。

歳入分とそれから歳出分があるのでしょうか。

それから一般的には行政については、消費税分の納入義務者ではないということであろうと思えますが、この納入義務があるかないというのが、確か行政事務でも煩雑になっていたかと思うんですが、それとですね合わせて、じゃあこれ以外はどういう方針なのかと、改めてお伺ひしたいと思えます。これ以外というのは、水道会計以外の事務ということです。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 消費税の影響額でございますけども、基本的には、年間一世帯あたり、2ヶ月40立方メートルのご利用ということで試算をいたしますと、3%に相当する額がですね、2ヶ月で250円程度、1年で1,500円程度のご負担をいただくような形になるかと思われまます。

会計のほうではですね、給水収益が2億4,000万円程度でございますので、これに対しては約700万円程度、収入のほうで増えてくるかと思われまます。

支出のほうにつきましても、消費税8%ということで対応してまいります。

実際の納付額につきましては、平成24年度実績で約260万円の消費税を納付してございます。

この条件で8%で試算いたしますと約420万円の納付額ということで、24年度の実績で見ま

すと 160 万円程度、消費税の納税額が増えるのではないかということで、試算をしてございます。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 一般会計に対する消費税の考え方ということで、ご質問でございますが、10 月以降、国のほうから地方について消費税引き上げに伴う公共料金等の取扱いについて。また、今月 5 日付けですね、国のほう県を通じまして消費税引き上げに伴う公施設の使用料、料金等の対応についてということで、適切に対応しなさいと指導が来ていますが、近隣、また調べてみますと今の予定ですが、27 年 10 月にさらに場合によっては上げる可能性があるという状況が見込まれます。

そういう中で、対応について近隣の状況を聞いてみますと、個別個々においてはそれを反映させるというのはあると思いますが、概ねはですね、その段階を見据えた中で、27 年 10 月を見据えた中で検討をしていくという状況を聞いておりますので、当町についてもそのような対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 教育委員会におきましては、消費税に関する案件といたしまして、学校給食費について、12 月 3 日に共同調理場運営委員会で協議をいただきまして、来年度から、消費税改定分 3%を見込んだ額ということで、答申をいただいたところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 私共保育所の担当でございまして、保育料の関係でございまして、近隣と調整いたしまして、このあと 10%という方向性もあるということでございますので、今時点では特に値上げはしないということで、何とか対応したいと進めております。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 私共の所管のほうでは、プールですとか、月の沙漠記念館でございますが、8%で消費税の転嫁といいますと、金額に端数が出てしまいまして、集金も煩雑になってしまうということもありますし、切りのよいところまで上げてしまいまして、便乗値上げだとかも免れませんので、先ほどの総務課長の答弁のとおり、10%の時に考えさせていただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井です。

了解しました。

今回の料金改定の具体的な中身であります、100分の108を乗じて得た額とするという表現がありましたが、そうしますと確か今般の改定内容はですね、内税、外税と両方の確か選択ができた、できるやに伺っているところではありますが、その辺はどのように表記をされるのでしょうか。

例えば、領収書も多分発行するのだらうと思いますが、具体的な事務内容について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 給水条例上はですね外税ということで、これまでの100分の105を108ということで改定のほうさせていただきました。納入通知書、領収書等につきましては、メーター使用料すべて税込みの表示となっております。

こちらのほうは、これまでとおりの領収書の形態をとりたいと思いますので、表示上は内税方式の表示になると思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

先ほど、一番最初の答弁の中で、今般の歳入増というのが700万円を見込むと、いわゆる今の答弁、最終的な答弁でも領収書の表記は内税としてみられるということですね。

でありますから簡単に言いますと700万円、結果同じなんですけれども700万円の負担増になるということによろしいわけですね。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 給水収益といたしましては、5%が8%になりまして、その増加分が約700万円程度ということで、当然その他にも電気代ですとか工事ですとか、今度は歳出側のほうでも同じような負担増になりますので、その辺の差し引きの中で最終的な消費税の納税額というような形になってまいります。

一般のご家庭におきましては、総額で700万円程度負担増になるかと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 10 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第 11、議案第 11 号 平成 25 年度 御宿町水道事業会計補正予算第 3 号についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 議案第 11 号 平成 25 年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第 3 号について、ご説明いたします。

補正予算書の 1 ページをご覧ください。

始めに、第 2 条収益的収入及び支出からご説明いたします。

支出科目の第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用に 85 万円を追加し、水道事業費用を 2 億 7,905 万 9,000 円とするものです。

次に第 3 条資本的収入及び支出につきまして、収入科目の第 1 款資本的収入、第 3 項工事負担金に 420 万円を追加し、資本的収入を 840 万 1,000 円に、支出科目の第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費に 1,320 万円を追加し、資本的支出を 1 億 2,151 万 6,000 円とするものです。

次に 3 ページの事項別明細書にて説明いたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用 2 目配水及び給水費では、職員手当のうち配水及び給水費と総係費間において、退職手当の支出更正を行うとともに、漏水等事故対応に要した職員の時間外について補正をお願いするものです。補正額は 6 万円です。また、総係費において、消費税の改正に対応するための水道料金システムの改修費としまして、79 万円を追加させていただくものです。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入第 1 款資本的収入、第 1 項工事負担金、第 1 目工事負担金につきまして、中山間総合整備事業に伴いまして、実谷地先にて水道管の移設が生じた

ため、この工事に伴う移設工事負担金 420 万円を計上させていただくものです。

支出第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、第 2 目配水及び給水費では総額で 1,320 万円の工事請負費の補正をお願いするものです。

これは収入でご説明いたしました、中山間総合整備事業の水道管の移設工事に加え、第 1、第 3 配水池の配電盤内の真空遮断器の更新、布施加圧機場の 1 号ポンプの更新に伴う工事費となります。

以上説明を終わりますよろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 11 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第 12 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第 12、議案第 12 号 平成 25 年度 御宿町介護保険特別会計補正予算第 2 号についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議案第 12 号 平成 25 年度御宿町介護保険特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

今回、ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 534 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 8 億 5,762 万 8,000 円とさせていただくものです。

主な内容といたしましては、介護サービスの利用増加に伴う介護給付費の増額や県人事委員会の勧告による人件費の見直しでございます。

それでは、予算書の事項別明細書にそってご説明させていただきます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

歳入からご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金、補正額88万5,000円は、介護サービスの利用増加に伴う国の法定負担分でございます。

2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）、補正額1万5,000円は、包括的支援事業に係る人件費の国の法定負担分でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金、補正額153万7,000円は、3款同様、介護サービスの利用増加に伴う支払基金の法定負担分でございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費等負担金、補正額83万7,000円は、3款同様、介護サービス費の利用増加に伴う県の法定負担分でございます。

6ページをご覧ください。

2項県補助金、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）、補正額7,000円は、包括的支援事業に係る人件費の県の法定負担分でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費等繰入金、補正額66万2,000円は、3款同様、介護サービスの利用増加に伴う町の法定負担分でございます。

3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）、補正額7,000円は、包括的支援事業に係る人件費の町の法定負担分でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額139万円は、平成24年度からの繰越金を充当し、収支の均衡を図りました。

7ページをご覧下さい。

歳出についてご説明させていただきます。

2款保険給付費、5項特定入所者介護サービス費等費、1目特定入所者介護サービス費等費、補正額530万円は、介護サービスの利用増加に伴う介護給付費の増額でございます。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費、補正額4万円は、県人事委員会勧告による職員人件費の見直し1名分の増額でございます。

以上で説明を、終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

歳出であります、7ページ、特定入所者介護サービス費等費ということで、530万円の補正ということのようでございますが、具体的にどのような状況なのか、予想をされているのかを含めて、答弁を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 特定入所者の介護サービス費の増額でございまして、月平均利用者数が、当初113名だったものが119名に増加した要因によるものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 石井芳清君。

○3番（石井吉清君） 了解しました。

次に地域支援事業費ということで、包括的支援事業に寄与しているということで、これは人件費そのものであります、まあ、そうは言っても事業の中には人件費そのものが、やはりパーセンテージにすると相当占めているというふうに思うわけであります。

それで確か先般、御宿・勝浦鶴亀教室というチラシが入ってございました。これ、こうした事業を行った目的ですね、要するに自治体を越えて行なうと。効果、課題ですか、それから結果、それからこれまで社協中心の事業が過去多かったわけですけど、昨今は地域に出てと申しましょ、様々な福祉事業いわゆる地域支援事業、範疇だとは思いますが、行なわれていると理解してるわけですけども、そこを踏まえながらの答弁を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 大変ありがとうございます。私共も高齢化率の高い町の中でですね、少しでも介護予防に取り組んでまいりたいと思います。

また、先の国民会議の中でもございましたけども、介護保険法の見直しという中では、予防事業の位置付けが非常に高いというふうなことが出ております。

これに伴いまして、今、議員からお話いただきましたように、幾つかの事業を新規展開させていただきました。おかげで新聞報道させていただきましたが、私共も、よりこういった介護予防の事業に張合いができたわけでありまして、改めて今のご質問につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、冒頭おっしゃいました、勝浦市と御宿町で合同開催をした関係でございまして、正式名称といたしましては、勝浦鶴亀学校、御宿鶴亀学校と二つの鶴亀学校をですね、学校とつ

ておりますように、学校形態で介護予防に取り組んだという事でございます。

鶴亀は、鶴は千年、亀は万年と言われるように、正に私共の健康寿命の高い町としてですね、更に、町長の政策でもございますが、予防に取り組み元気なお年寄りをつくりたいということでございます。

目的といたしましては、家庭でできる介護予防への取組みのきっかけづくりというのが目的でございます、内容といたしましては、学校の授業形式で介護予防事業、認知症予防の取組みということでございます。

期日といたしましては、それぞれ、勝浦が平成 25 年 11 月 13 日、私共が 11 月 18 日開催いたしました。どちらの学校を利用されてもよろしいということで、御宿の方が勝浦の学校に参加されてもよろしいですし、勝浦の方が御宿の学校に参加してもよろしいということで、会場といたしましては、勝浦は日本武道館研修センター、御宿では私共のほうの庁舎の大会議室を使用させていただきました。

実績といたしましては、勝浦市が 38 名、御宿町は好評で 64 名の方がご参加をいただきました。

事業の内容でございますが、福祉課長が校長先生ということで、私が恥ずかしながらご挨拶をさせていただいたわけです。学校と同様にですね 3 時間の授業形態でございます、1 時間目がラビドールの深山先生によります、臨床サポート医療としての授業ということで、昨今の臨床状況というものを。また、認知症にならないための準備というようなご講義いただきました。

間に記念撮影、私共のゆるキャラ、エビアミーゴと一緒に参加者の皆さんに記念写真を撮っていただきました。

2 時間目が国語の授業ということで、町のほうの読み聞かせグループをお願いいたしまして、そちらで国語の時間ということで音読、読み書きをお願いいたしました。

3 時間目が外房の職員の皆さんに、牛乳パックを利用した小物入れ作りということで、手先の運動ということで工作の時間を設けさせていただきました。

最後は学級会としまして反省会も含めまして、御宿ブルースを皆さんで独唱してもらいまして、和気あいあいと過ごしたということでございます。

今、申し上げましたように、町内の各事業所の皆さま、介護事業あるいは介護タクシーの事業所、そういった方達によりましてスタッフ約 19 名の方が、お手伝いいただきまして非常に盛況のうちに終わりました、新聞でも大きく取り上げていただいたという経過でございます。

この他にもう一つ、新しい事業の取り組みといたしまして、今まで役所のほうに、保健センターを利用した、認知症予防対策というものを幾つかしてまいりました。

昨年は脳トレと申しまして、頭を使うことによってですね、少しでもその老化を防ごうというようなことで、事業を進めまして対策としたわけですが、やはり高齢の方は外へ出てくるのが、なかなか難しいということもございまして、今年度からは各区の方に出向きまして、2回ほど予定してございますが、老人クラブを対象に、出向きましてそこで認知症予防のための簡単な体操とか、それから意識づくり、それから更に私共の介護担当者も参りますので、普段役所になかなか来づらい方の問合せ事項、介護保険ってどういうものなのか、こういう時はどうしたらいいんですかというような、ご質問に答えるコーナーを設けております。

一応、今の段階で御宿台は、まだ日程調整できませんが、概ねひと回りさせていただきました。年明けにもう一回各区を回りまして、今年度は2回程度で進めてまいりたいと思っております。

こちらも非常に盛況でして、こちらも新聞にも取り上げていただきました。やはりこれから高齢化対策を踏まえまして、町長も元気なお年寄りをということでございますので、皆さまにご協力いただきたいと思いますと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

御宿、勝浦、要するに地域を越えての協働というのは、確かこれまで例えば、主としてご支援いただいています社協の方々ですね。この辺も小さい町で人的交流というのが、なかなか難しいというのがこの間課題だったと、私、理解をしています。そういう面では様々なサポーターの方々含めて、確かいらっしゃったと思いますし、そうした地域を越えた方々の交流というのは、私は、大変大きかったのではないかなと思いますので、是非引き続きこういう事業を展開していただきたいと思っております。

それからもう一つ、地域の方でありますけども、これもなかなか1ヶ所ですと定員の問題でありますとか、なかなかそうは言ってもお天気が良くてもなかなか外に出づらいという方が多いだろうと思っております。

そういう面では、地域に出向いて、近くでありますし、じゃあ隣近所を誘い合って行こうじゃないかと、いうこともあったやに伺っております。

それから、せつかくの機会でありますので、この間も様々な他の課との連携ですよ。特に

地域に出向くわけでありますから、今も大変大きな問題となっております、いわゆる消費問題ですよね。 おれおれ詐欺、それから訪問販売と沢山あるわけであります。

それからもう一つは防災ですよね。昨日か一昨日ですか、行方不明の方もおられて、すぐに解決されたとお話も伺っておりますが。そうしたものも含めまして、せっかくそういう機会でも人も集まると、それから税の問題、今日も保険料のこれは担当ですから、そのままお話いただけるんだろうなと思いますけども、他の課にまたがることもあろうかと思えます。

で、そういうせっかくの機会にですね、共同歩調をとられて、時間とっていただいて、防犯上の話をさせていただく、それから消費問題、これはどの課が担当かわかりませんが、そうしたお話をさせていただくということも大事であろうと思えますが。

こうした連携についてはどのように考えられるのか、せっかくの機会ですのでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 介護保険事業、来年度第6期に入る予定でございますので、やはりその今後もそういったものを総合的にですね、連携といったこともそういった計画の中に盛り込むよう検討してまいりたいと思っています。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です

（「全員」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 失礼しました。

全員の挙手です。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第 13、議案第 13 号 平成 25 年度 御宿町一般会計補正予算第 5 号についてを議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 議案第 13 号 平成 25 年度御宿町一般会計補正予算（案）第 5 号について、ご説明をさせていただきます。

予算書の 1 ページ、第 1 条でございますが、歳入歳出それぞれ 8,280 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を 31 億 8,491 万円と定めるものです。それでは、各費目の詳細について、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

7 ページをお開きください。

はじめに、歳入予算ですが、12 款分担金及負担金、1 項負担金、1 目総務費負担金の 9 万 7,000 円ですが、防災無線の戸別受信機の購入者負担金でございまして、受信機代金の 2 分の 1 を負担していただくものです。

次に、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金の 21 万 7,000 円ですが、理科教育設備整備費等補助金の追加募集について交付の内定があったことから追加するもので、補助対象経費の 2 分の 1 が補助されるものです。

6 目総務費国庫補助金の 5,767 万 6,000 円ですが、平成 24 年度の国の緊急経済対策において、地域経済の活性化と雇用の創出を図るために創出された、地域の元気臨時交付金の交付額の内定があったため追加するものであり、この交付金を活用して防災機能の強化や道路整備に要する事業を追加しております。これらの内容につきましては歳出において説明させていただきます

14 款国庫支出金、3 項国庫委託金、2 目民生費国庫委託金の 31 万 5,000 円ですが、国民年金保険料の免除に係る遡及期間の見直しに伴う電算のシステム改修費に対する委託金であり、対象経費の全額が交付されるものです。

次に、19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金の 2,257 万 3,000 円ですが、平成 24 年度からの純繰越金を追加し、収支の均衡を図りました。

8 ページをお開きください。

20 款諸収入、2 項雑入、4 目雑入の 192 万 7,000 円ですが、旧御宿高校における光熱水費等についての中央国際学園からの負担金を計上するものです。

なお、現在、普通教室棟が稼働していないことから、町の支出額についてすべて負担いただくこととなっています。

以上、歳入予算として、8,280 万 5,000 円を追加しております。

9 ページをお開きください。

歳出予算でございますが、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 節給料から 4 節共済費までですが、以降 9 款の教育費まで、これらの節の補正は一部を除き千葉県人事委員会の勧告に基づく若年層の給料改訂に伴うものです。従いまして、これ以降の人事委員会勧告に基づく 2 節、3 節、4 節の説明は省略させていただきます。

11 節需用費の 40 万円ですが、事務用プリンターのトナー代の不足により追加するものです。

3 目財産管理費、11 節需用費の 254 万 7,000 円ですが、中央国際学園の旧御宿高校特別教室棟使用開始による電気料金と水道料金の使用見込額 155 万 7,000 円を追加するものです。同額を雑入で計上するため、現在のところ、町の実質負担はございません。

そのほか、例年以上の夏の猛暑により庁舎空調の稼働時間が増加したこと、電気料の燃料費調整単価の増加により電気料金 99 万円を追加するもので、併せて 254 万 7,000 円を補正するものです。

13 節委託料の 247 万 2,000 円ですが、町有地測量委託については、県から借り受けている六軒町地先の町道について、公図と現況の相違があり、県から今後の貸付にあたり、修正を求められたため、必要となった測量の委託料として 133 万 3,000 円を追加するものです。

町有地樹木伐採委託については、六軒町地先と須賀地先の町有地の松くい虫の被害を受けた松の伐採を行うため 113 万 9,000 円を追加するものです。

15 節工事請負費 406 万円ですが、旧御宿高校普通教室棟のトイレのフラッシュバルブ改修など、給排水衛生設備改修工事費用 231 万円を追加するほか、庁舎の空調設備改修工事として 175 万円を追加するものです。

4 目企画費、1 節報酬の 10 万 5,000 円ですが、地域公共交通会議委員の報酬を追加するものです。

9 節旅費の 3 万円ですが、地域公共交通会議委員の費用弁償を追加するものです。

5 目諸費、11 節需用費の 45 万 6,000 円ですが、台風被害や塩害により故障した防犯灯の修繕及び移設を行うため追加するものです。

7目防災諸費、15節工事請負費の770万円ですが、このうち250万円は、町内5カ所の防災井戸設置工事費として追加するものです。520万円については、夜間時の避難に対応するため、ソーラーパネルによる照明付きの避難所標示看板を5カ所整備するものです。

いずれも地域の元気臨時交付金を充当して実施するものです。

18節備品購入費の19万5,000円ですが、防災無線戸別受信機の申し込みが当初見込みより多かったため、5台を追加で購入するものです。

14目地域の元気臨時交付金基金積立金の3,867万6,000円ですが、地域の元気臨時交付金5,767万6,000円のうち、3,867万6,000円を平成26年度事業の財源に充てるため、基金に積み立てて運用するものです。

10ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料の31万5,000円ですが、平成26年4月1日から国民年金保険料の免除に係る電算システムの改修に要する費用を追加するもので、全額国庫委託金を充当して実施いたします。

2目老人福祉費、28節繰出金の67万1,000円ですが、介護保険特別会計において、特定入所者介護サービス費が当初見込みを上回ったこと、及び千葉県人事委員会勧告による人件費の増額により、これらに対する法定繰出金を追加するものです。

3目心身障害者福祉費、23節償還金利子及割引料の264万5,000円ですが、平成24年度の国庫負担金の精算により返還が生じたため、追加して対応するものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、15節工事請負費30万円は、台風26号により被災した御宿台児童遊園の倒木による手摺の改修費用です。

3目保育所費、11節需用費の4万6,000円ですが、岩和田保育所に防災対策として乳幼児用の防災頭巾を備え付けるため追加するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、11節需用費の17万6,000円ですが、台風の襲来による海岸漂着物の撤去や海岸整地の必要が多く生じ、これに伴いホイールローダーの燃料費が不足したため追加するものです。

13節委託料の生活排水処理施設維持管理委託38万3,000円ですが、台風26号の影響により岩和田地先の入宿川から堺川への送水路に砂などの異物が詰まり機能しなくなったため、その撤去費として追加するものです。

漂着物撤去委託の47万4,000円ですが、ライフセービング大会直前に襲来した台風18号により打ちあがった大量の漂着物を緊急に撤去する必要があることから追加するものです。

11 ページをお開きください。

2 項清掃費、2 目じん芥処理費、15 節工事請負費の 500 万円ですが、清掃センターの高架煙道の交換取り付け工事について追加するものです。

この工事は、平成 26 年度に予定しておりましたが、現在実施している工事での点検により緊急に工事する必要が生じたため、前倒しして実施するものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、11 節需用費の 7 万 1,000 円ですが、公用車の故障に対応するため追加するものです。

13 節委託料の 25 万円ですが、台風 26 号の影響により御宿台地先のメキシコ松が被害を受けたため、追加して対応するものです。

2 項林業費、2 目林道整備費、11 節需用費の 3 万円ですが、林道打越線において、11 月 10 日の大雨により路面洗掘の被害が生じたため追加して修繕するものです。

15 節工事請負費の 26 万 3,000 円ですが、林道実谷線において、台風 26 号の大雨により路面の洗掘及び法面の崩落が生じたため、追加して対応するものです。

12 ページをお開きください。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費、11 節需用費の 33 万円ですが、各種ライフセービング大会やテカマチャルコ市との姉妹都市提携などの協議のため遠地への出張が多く生じ、公用車の燃料代が不足したほか、各種ライフセービング大会に伴う海岸整地によりホイールローダーの燃料を負担したことに対応するため燃料費 15 万 6,000 円を追加するものです。光熱水費については、電気料の燃料費調整単価の増加により、観光トイレと街灯の電気料不足に対応するため 17 万 4,000 円を追加するものです。

15 節工事請負費の 52 万 9,000 円ですが、砂丘橋について、先の 9 月議会の追加補正予算で対応した応急修繕に加え、安全対策として修繕費を追加するものです。

5 目町営プール管理運営費、11 節需用費の 61 万 4,000 円ですが、電気料の燃料費調整単価の増加による電気料の不足及び例年にない猛暑と入場者数の増による水道料金の不足に対応するため追加するものです。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費、15 節工事請負費の 65 万円ですが、台風 26 号による町内 3 カ所の倒木、土砂崩れの撤去に対応したため追加するものです。

2 目道路新設改良費、15 節工事請負費の 660 万円ですが、須賀三叉路付近の町道 1015 号線の道路改良工事として 300 万円、舗装改良工事は、須賀多目的広場脇の町道 1028 号線歩道の舗装改良工事、須賀地先の町道 1025 号線の舗装改良工事として 360 万円を追加するものです。こ

これらの工事について、元気臨時交付金 500 万円を充当して実施するものです。

19 節負担金及交付金の 242 万 4,000 円ですが、岩和田地先における県の急傾斜地崩壊対策事業費の町負担分として 10%の 242 万 4,000 円を追加するものです。

3 項住宅費、1 目住宅総務費、3 節職員手当の 6 万 2,000 円ですが、平成 25 年 12 月 1 日を基準として行われる住生活総合調査において、職員を調査員として委嘱し実施することから、調査に係る時間外手当を追加するものです。

13 ページをお開きください。

5 項河川費、1 目河川総務費、13 節委託料の 53 万 6,000 円ですが、台風 26 号により上布施地先の上落合川 3 カ所において護岸の崩落が発生し、国の災害査定を受けるにあたり測量を行うことから、その委託費を追加するものです。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、18 節備品購入費の 8 万 6,000 円ですが、外国語指導助手が居住するアパートにおいてエアコンが故障したことから、新たに購入するものです。

2 項小学校費、1 目学校管理費、13 節委託料の 49 万 4,000 円ですが、来年度に工事を計画しております御宿小学校の擁壁工事について、その設計業務の委託費として追加するものです。

15 節工事請負費の 38 万 9,000 円ですが、御宿小学校の浄化槽において腐食の激しい污水管を交換するため追加するものです。

2 目教育振興費、18 節備品購入費の 13 万 9,000 円ですが、平成 25 年度の理科教育設備整備費等補助金の追加募集があったことから、御宿小学校が必要とする理科教育振興備品を追加購入するものです。

3 項中学校費、1 目学校管理費、13 節委託料の 10 万円ですが、御宿中学校体育館の車いす用段差解消機 2 台の保守点検料を追加するものです。

2 目教育振興費、18 節備品購入費の 29 万 6,000 円ですが、御宿小学校と同様御宿中学校へ理科振興備品を追加購入するものです。

14 ページをお開きください。

4 項社会教育費、2 目公民館費、11 節需用費の 13 万 7,000 円ですが、公民館の中会議室及びクラブ室の系統の空調機の基盤が故障したため、修繕を行うものです。

5 項保健体育費、2 目体育施設費、11 節需用費の 45 万 9,000 円ですが、電気料の燃料費調整単価の増加、また猛暑により海洋センタープールの換気扇使用や水道使用量が増加したことなどにより、電気料としてこのうち 21 万 5,000 円を、水道料として 24 万 4,000 円を追加する

ものです。

10 款災害復旧費、1 項公共土木災害復旧費、2 目住宅災害復旧費、15 節工事請負費の 80 万円ですが、台風 18 号により屋根に被害を受けた岩和田住宅 1 棟について、緊急を要したため 9 月 24 日に予算を専決処分して対応したところですが、その後に屋内に被害の拡大が確認されたため、復旧工事費を追加するものです。

以上、歳出予算として、8,280 万 5,000 円を追加しております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井です。

一般会計補正予算第 5 号ということですが、歳出の方で伺ってまいりたいと思います。

9 ページであります、これは財産管理費の中でですね、町有地樹木伐採委託ということで、松くい虫と六軒町、須賀等というお話であります、総計何本になるのかですね、具体的な内容をお聞かせ願いたいと思います。

それから、同じページのすぐ下段であります、庁舎空調改修工事ということですが、これ確か数年前に、庁舎の空調は大幅なこれ設計委託をかけてですね、なんていうんですか、不具合等全面的な調査を行っておったと 500 万でしたかね。で、その中で幾つか大規模な、ごめんなさい、工事かどうかは記憶にありませんけども、あの修繕を行なったということでありまして、これはその時には出てこなかったということになるのでしょうか。あれから結構経つのかなと思うわけでありまして、まあ、とりあえずその辺までをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） まず、樹木の伐採委託につきましてですが、六軒町地先、記念館の裏の場所になりますけど、こちらにつきまして 47 本、それから須賀につきましては、八坂神社の下の町有地、こちらにつきましては 4 本という本数です。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご質問の庁舎のですね、空調設備の改修工事につきましては、これ庁舎のですね 3 階、4 階の窓側、エアコンインバーター故障修理、それとそれが 83 万 9,000 円。あと 91 万 1,000 円というのが 1 階の電算室の空調が不具合ありまして、それについての改修合わせての金額でございます。もとを中心に一旦は見たんですが、その後不具合ができて

て、どうしても対応しなきゃいけない状況でお願いしてございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

庁舎の空調ということでありまして、今日は天候の加減で、この議場も比較的過ごしやすいのですが、昨日は大変足元が冷えるような状況で、一方で傍聴席の方は、暑いというお話も伺ったようでございますが、そうした空気を循環するだけでもいいと思うんですね。完全空調にならないということでありまして、一般事務の事務室においては、1年中使っているわけですから、対応取れると思いますけど、ここでありましてか大会議室ですか、それから保健センターなんかもそうではないかと思えますね。それからそういう面では、ロビーの所が今事務室になってるんですね。ここは元々ロビーとしての扱いで、なかなかロビーが一般的には、本来なら使われてなくちゃいけないんですけど、もう殆んど使われていないという中で、諸々の理由からここも事務室にするというのはわかるわけです。ここは基本的にそういうものがないというふうに理解してますので、それと照明関係ですね、まったく違うと思うんですよ。一般事務室と違いますから。

そういうものも踏まえてですね、私共も、確か流山でしたか、去年、議会改革の関係で視察に訪れたときも、確か扇風機がございました。冷房が入る前、で、冷房が入ってもその効率を高める。それから冷房を切っても一定期間、暑い日も時たま、午後から暑いという日もあるわけですよ。

そういう皆さんの執務改善、また、訪れた方々の対応を含めてですね、必要だと思うのですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご質問のとおりですね、昨日、若干足元が寒いというご指摘いただいて、午後から温度を上げたような状況でございます。但し上の方は暑かった、事務室について。その時点でですね。

今、おっしゃったように冷房についても途中ですね、やっぱり扇風機を使って循環をするというのは、夏はやっておりました。そういったものを比較的、金額かからなくて用意できますので、熱の効率を良くするというんですか、そういう効果を上げていくような考えていきたいというふうには思っています。

で、今いわれる中で、昼休み電気を消すとか、暖房の時期は何時からということを決めてまして、一応12月1日からと書いてありますけど、まあ、いろいろご意見いただいてまして、

その前にも寒い日はあると、職員がですね、住民の方も。その辺がですね、基本は一定の基本決めてやらざるおえないんですけど、少し検討してみたいというふうに考えてます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

あと、照明の関係も含めて。特に保健センターの通路は抜いてますよね、幾つかね。必要最小限かもわかりませんが、どうなんでしょうかね。

高齢者も多い町の中ですね、そしたら、その照明をLEDに変えるとかでも、ずいぶん違うじゃありませんか。

若しくは今、安い照明でも人が来て反応するっていうか、よくトイレなんかにありますよね。そういうものに順次切替えていく、必要な場所だけでも最低限やっていくという、優しさ大事じゃないですかね。せっかくここまで来ていただいて。私、しょっちゅう来ますけどもぞっとしますよ。夜、帰るときなんか、夜じゃなくたって冬場なんか天候悪いときなんか真っ暗ですからね。

そこでね、健康教室やるっていうんですか。さっき言ってましたけど、やっちゃあいけないっていうことではないんですよ。やっぱり、おもてなしという言葉、今年流行語の一つにあったようですけど。この庁舎もそういうことなんじゃないんですか。どうなんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 保健センターの1階の部分ですね、2階もそうなんですけどご指摘の件、ごもっともだと思います。改善に努めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解です。

いま、予算調整でございますので、是非対応を求めたいと思います。

次に、同ページであります、防災諸費ということで、防災無線戸別受信機ということで、在庫がないということであります、購入ということでございますが、これ確か先般、私、一般質問しましたが、いま、デジタル化に向けて調整中だというふうに伺っております。

その辺のことも含めましてですね、今後どうされるのかですね、今回のこの案件はどうなっているのかと、台数もたいした台数でないと思うんですけども、あつという間になくなっちゃうと言えなくなっちゃうと思うんですね。

それも含めて答弁求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 現在、防災無線、住民の皆さまに総計で 1,018 台、設置していただいております。今年について 10 台、購入される方多いので用意したんですが、すべて購入されてゼロという状況です。

今回、補正で 5 台分お願いするということでございますが、これとは別にですね、前回、石井議員のご質問でお答えしましたけど、本年 2 月よりですね、ある事業者のほうで、これについては東日本大震災の南三陸町で、被災後ですね、住民に対しての防災情報一括配信のソフトを作った会社なんですけど、これが人口 1 万人未満の市町村、それと中規模の程度、大都市という 3 ヶ所でモデル事業をやりたいということで来ております。

これは、防災無線で流してるもの音だけですから、被災後の復旧に向けてもですね含めて、情報発信をして行くシステムです。

平常時は、防災時だけではなくて行政の連絡とか観光案内、例えば物産紹介だとかそういったものを流して、タッチパネルにもできるし、そういったものを町が配備してはどうかという、ご提案をいただいております。

で、たまたまアクションプランの時期には間に合わないということで、この中に、アクションプランの中に載せてありませんが、平成 34 年には防災無線デジタル化になります。それに向けてやはり今あるものを、どこで切替えるのかということ、検討していかなければいけないという状況の課題はあります。

そういった中で、これを設置することによって、一定のことが解消できるということと、今、エリアメールですね、御宿にいる人には災害の情報が流せますけど、ここから千葉なり東京なり茂原なりに出た方が、自分の御宿はどうだったかメールが送れないという状況になってます。

これについてもこういうものを利用すると、そういうときに情報を発信できるということでもあります。

もう一つは、音で防災無線ありますけど、目の見えない方についても、画面で表示することによって、周知できるというようなそういうこともあります。ただその中でですね、町の予算というのは、優先順位とか限られたものがありますから、これについても今、積算をしているところでございまして、維持管理経費を含めて。

総務課としては、要望したいというふうを考えておりまして、全体の予算の中で予算協議はこれからでございますが、もし、その方向でいく場合についてはですね、議会のほうに早急にご説明させていただきたいというふうには考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解です。

システムについてはですね、決まり次第具体的な内容についてはですね、ご説明いただければと思います。

それから、戸別受信機のことではありますが、もう10台、今年の方が消化して5台分ということではありますが、確かこれ、もう部品がなかったというように理解しております。ですから、まだそういう新しいシステムに移行するにも、まだ正確な明示もされておらないわけですから、時間がかかるというふうに思います。ですから、今日はここに5台とでてきちゃってはいるんですけども、一定数早いうちに確保した方が、よろしいんじゃないかと思うんですけどね、これなぜ5台としたのかまた、3月に補正されるのかも含めて。新年度予算もありますけど。もう一度その辺は問い質したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今回ですね、年度内の枠を見て5台ということで、予算要求させていただきました。新年度予算のほうですら10台程度要求したいと。

今、石井議員が言ったように、これもう廃盤になっていまして、各全国の業者の在庫に残っていると、それを集めるという作業がございます。今のところ、その程度であれば集められるというのが、まあ、10台、10台と続いているわけですけども、いずれなくなるということですから、その辺の考えとですね、あとは今言ったサイネージ、またはデジタル化に向けたですね、それをどう替えていくかというのが、まだ金額もあってですねなかなか方針が決定してないと、その辺については課題ですので詰めていきたいなというふうに考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。

10ページではありますが、社会福祉総務費の中の国民年金システム改修委託ということで、いわゆる免除の制度が拡充された、というような説明であったわけですけど、具体的な事務内容について説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 国民年金の免除制度につきまして、ご説明しますと、国民年金第1号被保険者は、20歳から60歳になるまで定額の保険料、平成25年度は月額1万5,040円ですが、を納めることになっていますが、所得の少ないなど保険料を納めることが経済的に

困難の場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が全額免除、または、一部免除されるという制度がございます。

これにつきまして、申請免除の遡及期間について、現行では申請時点の直近の7月まで遡ることができますが、保険料の徴収権について、消滅時効が成立していない過去2年分まで、遡及して免除を行なうことができるよう、法改正が行なわれまして平成26年4月1日から施行となるため、この改正に対応するための、システム改修を行なうということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

2年分遡及、約2年分ですか、遡及できるということでこれは住民にとっても快報になるということで、理解いたしました。

次に、児童福祉総務費であります、消耗品ということで保育所費、これ防災頭巾ということですが、これは全体的にはかなり前にやったという事ではなかったのでしょうか。その辺含めましてですね、岩和田保育所ですから、ちっちゃい組と申しましょかね、乳幼児だと思っておりますが、具体的な内容について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 2歳以上はございますが、0歳から1歳の一時保育児とかですね、小さい子ですね、そういう子のものは用意してなかったんですね。

今回、広域消防の防災訓練の中でですね、やはり同じ様にそういった頭巾、0歳から1歳ですと嫌がる子もいますので、なかなかそういったのが備品として整備していなかったんですが、ご指摘いただきましたので、今回20人分をご用意させていただきました。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、同ページ、衛生費。次のページもありまして、清掃総務費であります、この中でですね、事務について伺いたいわけですが、これも清掃事務所等、いわゆるごみの処分を行なっているわけですが、この秋になって実は大変ハエが増えてまして、私の家だけかなと思いましたが、様々なところからそういう相談がありまして、小学校の方も保護者からハエがうるさくて授業にならないというようなお話も伺って。これ、家の近くでありますけども、いわゆるハエのトラップですね、こんな状況が生まれていると。

この間も、役場の庁舎の中もハエが飛んでるんですね。これは、役場のその辺の管理が悪いから大量に発生したのでしょうか。これなってるのでしょうか。

住民の方からもね、問合せがございますので、どういう状況なのか説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ハエの発生状況等について答えさせていただきます。

11月下旬頃より、ハエの発生が多いという情報が、多数寄せられてございました。現時点では町関係の出先等に確認したところ、11月下旬頃に比べ12月に入ってからハエの発生も減少傾向にあり、一応は終息に向かっているようでございます。

今回発生状況につきましては、かなり広域的な広がりがみせているところから、県の関係機関、産業観光課と、情報交換しながら対応してきたところでございます。

今回の状況を踏まえまして、今後の対応に活かしてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

あの、例えば御宿台にお住まいの方からも、すぐお隣で日曜菜園をやってらっしゃるので、堆肥を扱ってるということですね。そうしますと直接的には言えないようで、そこが発生源じゃないかというようなことで、なかなか近所の付き合い状況もよくないと、なくなるという状況も生まれておりますし、今日も、飲食店経営の方にちょっとお伺いをいたしましたけども、何匹か飛んだだけでも、これなかなか大変だと思うんですね。ですから、これ、きちっと解決いたしましたその原因含めましてですね、公表いただきたいと思うんですね。その辺について。

それともう一つ、再発防止ですか。これ、ちょっと異常ですからね。あまりにも異常ですので、私は特定の原因あるんじゃないかと理解をしますけども、再発防止策含めまして町内なのか町外なのか。広域的になれば当然県という機関もございますから、そうした判断もあると思いますから、それについて、どういうふうに関後対応するのか求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 畜産を含みます農業の所管として、お答えさせていただきます。

ハエは一般的に春から初夏にかけてと、秋口の2回に発生する傾向にあると言われております。また、秋ハエは駆除が大変難しいと言われておりますが、これはハエの種類が薬剤の抵抗性を持ち易いと考えられております。

ハエの発生源は様々考えられるところでございますが、畜産に関しましては、家畜の糞便、

生堆肥、こぼれた飼料等がハエの発生源の一つでございますので、今回、今回の大量発生につきまして、町の担当者に町内の畜産業者を訪問させまして、衛生状態を確認いたしました。

また現在、県の農業事務所が畜産関係の衛生管理の徹底について、依頼をすると共に原因を調査中でございます。農業事務所と連絡を密にいたしまして、結果がわかり次第、何らかの形でご報告させていただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

やはり大変な問題でありますし、きちんと適正なですね、事業者であれば運営をしていただきたいと思っておりますし、関係機関あると思っておりますが、それはおっしゃられましたけど連絡を密にさせていただいて、もしそういう事項があったら早急に対応をとっていただくということを含めて、今後きちんとやっていただければなと思っております。

次に移ります。

11 ページの中で、農林水産業費の中の樹木保全管理ということで、メキシコ松の対応だと思っておりますが、これちょっと小さいんですけども、メチャメチャな状況なんですね台風で、倒れちゃってる状況です。これ、あのちょうど3分の1位のところに今、竹の支えがあるわけですけども、それが2倍、3倍に伸びてます。これそもそも、このメキシコ松というのはどのくらい樹木の高さがあるのかと、これ保全管理委託ということでもありますけども、これ今3メートルくらいありますかねだいたいね、そのくらいあるわけですけど。これやはり非常にあそこ北面含めましてですね、風通しが、逆に言うと風の抜け道になってると思うんですね。たまたま今回北風、非常に強風だったために、こちら側に倒れてるという状況になったろうと思うんですけど。これせっかくメキシコから、いわゆる防疫対策をきちんとされてですね、長旅で持って来られたということで、そこも含めまして、これどういうふうにされるのか、樹木の高さ、それから今後の対応方法について聞きたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 御宿台に植えたメキシコ松でございますが、樹木の高さは大体20メートルから40メートルくらいになるものもあるということで、一般的な山に生えている杉の木くらいにはなるのかなというところでございます。現状で今議員さんおっしゃられましたとおり、今回の台風、北風だったということでだいぶ倒れてしましまして、すぐに対応したいところであったわけですが、植木は、1回倒れてしましますと、素人が、ただ立てれば良いというものではないとのことで、根を傷めてしまう恐れがありましたので、今回の補正に載

せていただきました。

今度の養生の方法といたしましては、専門の造園業者に起こしていただきまして、櫓のような支柱を立てまして、今のは、議員さんがご覧になられたのは竹をこう、ただ3つ組み合わせたようなものですが、もうちょっとしっかりしたものを作りまして、また今のお話ですと、かなり大きくなるようなこともございますので、こちらは造園業者に意見を聞きながら適宜適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

何か20メートルくらい、普通の杉と同じと言うとかなり高くなるということで、この、何て言うんですか、ちょうど西琳寺方面に景色もいいわけでありまして、そういう問題、それからちょうどあそこ、南側は山をもってますよね。そうすると暗くなってしまうということも将来あるかと思いますが、それは別の問題としてあるかも知れませんが、これせっかくいただいたものですので、やはりきちんと管理をします。日常的には1本これ枯れたのがあるんですよ実は、この中に。この枯れたのは、つるが絡まってますね。これは風じゃないんだと思うんですよ。つるで絡まって絞め殺されて窒息したと。まあ他、あとこれ柔らかい木ですので、皮を食べられることがあるのかもわかりませんが、病気かもそれはわかりません。ただ、現実的にはつるが絡んで、もう今はつる切っておりますよ、枯れたつるが舞ってるんですね。ということはやはり、日常的な管理ができてないということも一方であろうと思うんですよ。まあ、小公園の方も公園とか、児童公園なんかもあるんですけど。まあ、目が届くというか届かないというか、どうされますかね、これね。今後ね、日常的な管理というか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 定期的な下草刈りをやっております。

今回、メキシコ松の倒れたものにつきましては、折れてしまったものは私のほうで廃棄させていただきますので、立ち枯れしているものまで気が付きませんでしたので、今後、気を付けて管理をしていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

丁重に対応を取っていただきたいと思っております。

次に、教育関係であります、13ページ事務局費、外国青年用備品ということで、エアコンの故障ということでありますが、交換ということでありますが、ちょっとこれよくわからない

のですけど。

それと先ほどこのALTに関して報酬の関係で、いまいち説明がよくわかりませんでしたので、合わせて先ほどの踏まえてですね、説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） それでは13ページ、外国青年用備品ということで、エアコンを購入するというものですが、ALTの部屋にあるエアコンが経年劣化のために故障して、このエアコンがもう20年ほど前の機器ということでありまして、部品等がないことから買い替えをさせていただくための補正になります。この設置してあるエアコンにつきましては、町が購入したものでございまして、以前別の場所で借りていたアパートから移動して設置したものでございます。

ALTとの契約の中で、机とか扇風機、布団、掃除機、エアコンとかこういった生活備品については、町が対応するというようになっておりますので、今回、エアコンの修繕をさせていただくための補正をお願いするものです。

それから先ほどの報酬の関係でございしますが、外国語指導助手の報酬の基準につきましては、文部科学省、外務省、総務省が所管する財団法人自治体国際化協会から、所得税、住民税の徴収後の手取額が月額30万円、年間360万円を下らない額として基準が示されております。

所得税や、住民税につきましては、外国語指導助手の出身国によってそれぞれ条約があり、課税、免税の取扱いが変わってまいります。また、税控除の内容などによりましては、税額も異なりますので30万円に所得税、住民税を加えた額を報酬として支出ができるよう、以内と文言をつけて条例を規定しているものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 報酬のほうはよく解りました。

次に、教育費、学校管理費であります。御宿小学校擁壁改修工事設計委託ということですが、この事務内容について伺います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 御宿小学校擁壁改修工事設計委託費49万4,000円でございますが、御宿小学校の校門から国道までの擁壁、約80メートルが老朽化に伴いましてかなり傷んでおりますので、改修工事を来年度予定しております。このため改修工事の設計についての業務委託をするためのものです。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

御宿小学校の擁壁であります。過去、今課長おっしゃられました校門からこっち線路側ですね、については工事は既に終わっていると思うんですが、このときの工事内容で具体的には松ですね、途中まで進んだ中で工事を途中で止めていただきまして、工事方法を変えていただいたと、設計も変えていただいたということがあったと思うんですね。で、その時に今後の校門から、じゃあ今般、いま設計委託になってる案件でありますけども、ここについても充分配慮するということが当時終わっておったと、当時からもうすでに町道側の方に擁壁が迫り出してまして、松の根の圧力が一番大きなものかなと、素人的には理解をするわけでありますけども、でもまあ、まだ時間が取れるというようなこともあって、その時には工事行なわなかったと、後年度以降という対応で当時終わってたわけでありまして、今回のこの擁壁については、その辺はどのように担当所管としては考えているのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） おっしゃるとおり、平成22年度に、校門から線路側の方の擁壁の改修を行なっておりまして、この当時は機械掘りから手掘りにして、松を出来るだけ残すというような方法に変えたという経緯がございます。

今回につきましては、かなり擁壁も高い所、デコボコしてる所がございますので、松等について伐採しなければならないものもあると想定されますが、今後設計業者が決定した中で経費を考慮した中、松やその他の施設への影響を極力抑えるような工法を協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

国の貴重な財源の中から、地域の元気臨時交付金5,767万6,000円いただいておりますが、その性質、使途の内訳を、あと5,767万6,000円のその金額が出た経緯、内訳をちょっとお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） こちらの地域の元気臨時交付金につきましては、本年の2月の国の補正予算を受けまして、地方に交付することが決まった交付金ということでございます。

この5,767万6,000円を使いまして、本年度につきましては、今回の補正に上げさせていただいた分も含めまして1,900万円と、残りの分につきましては、今回の積立金で計上させてい

ただいているもので、基金に積み立てての活用でございます。

今年度の事業につきまして申し上げますと、1点目は今回補正でお願いしておりますけれども、避難所において水を確保するために、5箇所、避難所に防災井戸の設置を行なう事業でございます。事業費につきましては250万円で、交付金につきましては200万円の充当を予定しております。

2つ目につきましては、やはり今回の補正予算でお願いしておりますが、夜間や停電時において活用できるソーラーパネル、バッテリーの付いた避難所名称付きの照明を5箇所、避難場所に1基ずつ整備をするものでございます。こちらにつきましては520万円の総事業費で、交付金が400万4,000円の充当を予定しております。

3つ目につきましては、今年度の当初予算に計上しておりました、御宿小学校の用具倉庫の建設事業を対象事業として、充当するものでございます。事業費は259万円で、交付金200万円を充当するものでございます。

4つ目につきましては、当初予算に計上いたしました御宿小学校2階のトイレの洋式化を対象とするもので、99万6,000円を、同額の99万6,000円を交付金で充当するものでございます。

5つ目につきましては、当初予算にやはり計上しておりました、道路改良や排水整備事業を対象とするもので、600万円の事業費に対して、交付金500万円を充当するものでございます。

6つ目につきましては、6つ目は来年度事業の前倒し拡充分として、今回補正予算で計上させていただきます。道路改良、排水事業整備費600万円について追加をさせていただいたもので、交付金500万円を充当するものでございます。

残りの3,867万6,000円につきましては、基金に積み立てて来年度の事業で活用するという事で予定しておりますが、計画しております事業等につきましては、ただいまの御宿小学校正門から国道側の擁壁の改修工事、またアクションプランにより、27年度に計画しておりました、御宿小学校東側の外壁の改修事業。

また来年度に予定しておりました、御宿小学校3階のトイレの洋式化、その他来年度に予定いたします道路改良事業、町営野球場のトイレ改良事業について充当させていただくことで予定しております。

今回の交付金の算定の基となっておりますのは、昨年度中に3月の補正予算においてですね、繰越明許費で予算計上させていただきました中学校のグラウンドの整備事業、それから中山間地域総合整備事業、それから道路の整備事業の事業費から国の補助金と起債等を除いた金額が

6,461万6,000円という金額あったわけですが、この金額に、財政力指数に基づきまして一定の基準数値、御宿町の場合0.892593という数字になりますが、こちらの金額に対してこの係数を掛けたものが5,767万6,000円という金額で、御宿町に交付されたものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 承知しました。

ということは項目が付いているということですよ、内訳項目がね。

地域の元気と直接関係ないところにも、その申請がされているように思うんですが、もっと前向きに、本当に地域を元気にするようなプランとか、プロジェクトにこの振り分けるとかってことが可能なんですか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） こちらの交付金につきましては、充当できる事業が施設整備ですとか、そういった地方債を充当、発行できるような経費ということで限定をされておりますことから、アクションプランに計上したもので、交付対象とさせていただいております。

○1番（大野吉弘君） はい、承知しました。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 4件ほど説明を求めたいと思います。

防災施設工事、先ほどちょっとなんです、防災井戸と避難所の照明ですか。

この避難所の照明につきましては、太陽光発電による照明ということでよろしいんですか。

やっぱり私も被災地見て、いつ災害がやってくるかわからない、特に夜間について来た場合ですね、そういう人々に知らせるってことは、やっぱり明かりが、東電の電気が駄目になっても明かりがある、そういうことをですね。

私自身も大船渡市で体験、いや見て来ました。やっぱりそういうときに、ほんとに太陽光エネルギーは必要だなんていうのは、ほんとに実感しました。是非ともそれで進めていただきたい。

次にですね、先ほどメキシコ松についてのお話があったと思います。私も現地を訪れたときには唖然としました。で、どうなんですかね、私ね、25万円、これはやっぱり私はね、台風による災害だと私は思ってるんですけども、こういうものも専決処分ですらやっていただいたらいいんじゃないかなと。

まあ、あの松が結構倒れてまして、このまま放置して次の予算でやるなんて、そんな悠長な

ことを額がいざ知らずですけど、25万円くらいですね、その日墨の友好の証というひとつのシンボルとして、我々これは育てていかなきゃいけない松だと思うんですよ。

この辺は、私は、専決処分で今後はやっていただきたいなと思いますので、検討してみてください。答えは結構ですから。

あと、砂丘橋の工事52万9,000円ということで、この工事内容についてはどのような工事を考えているのか、そして更に永久的な補修はどのような二つの暫定的にやって、最終的に完成形はどういうことを目指しているのか、その辺の説明をまずお聞きします。

あとは随時、回答を求めますから、取り敢えずよろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 砂丘橋の補修工事でございますが、下側のモルタルが剥がれたということを受けまして、応急的な処置として上にスノコ状のような、1点に力が加わらないような処置をとりました。その先の下の方が木で養生をしてあって、中が見えないんですけど、おそらく中は同じような状況にあるのであろうということが、推測されますので同じように全面を、1点に力が加わらないようにそのスノコを、全面に敷くということでございます。これによってかかる力を分散させるということで、一旦はこれで工事をやらせていただきまして、新年度予算にて橋の耐久力の調査をお願いしまして、その結果に基づきまして、本格的な改修について検討してまいりたいと思っております。

それとメキシコ松のお話ですが、議員さんからもお電話いただきまして、早急に検討しまして、先ほど申し上げました通り、私共が起こしては駄目だということと、また、根がついているので、寝てても今のところすぐに駄目になることはないということでしたので、定例議会が近くありましたので、ご審議いただいてからと考えて、今回の補正とさせていただきます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 砂丘橋については、つまりは暫定的にスノコをやっていくと、恒久的な補修方法、これについては次年度要求してやる、耐久検査してやる、進めていくということですね。

はい、わかりました。

続きましてですね、元気で予算のですね、土木費の道路改良費、舗装工事費、これがトータルで660万円と、まあこの工事内容についてですね、もう一度ちょっと説明していただけないでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、1つ目の300万円のほうですけども、こちらはですね、須賀の三叉路からですね、八坂神社の方に通り抜ける道路の排水の改良と舗装のし直しでございます。こちらのほうもだいぶ道路の方、傷んでおりまして、舗装修繕をしたいということで提案をさせていただきました。

次の360万円のほうですけども、まず1本が200万円で、須賀区多目的広場の脇の歩道ですね。こちらのほうは歩道のほうがだいぶゴツゴツというかですね、舗装のほうが荒れておりまして、海に通じる歩道でございますので、舗装の打ち直しをしてですね、歩く上での安全性を図りたいということで、こちらのほう提案をさせていただきました。

もう1本がですね、須賀区からの要望によりまして、プールの反対側辺りになるんですけど、そちらの舗装の方を約75メートル程度、舗装するものでございます。こちらの方が約160万円程度ということでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そこで私がですね、ここで須賀多目的広場脇の歩道の補修ということを開きまして、実はあそこの歩道ってすごく狭いんですよ。実測で1.6メートルくらいです。通常私は、散歩にちょいちょい、そこはラジオ体操をやってる関係で朝毎日通うわけです。

朝のうちは確かに交通量少ないんです。歩く方少ないです。ただ、反対側から来ると、皆さん遠慮して車道側に出ます。私みたいな歩き方しているから、車道に降りちゃうんだってことで、私は極力車道に降りるようにしているんですけど。まあ、それ程すれ違いができないという事ですね。

で、更にはですね、夏季のとき、あそこ多目的広場は駐車場ですね。あそこからの発生交通量、あそこから海水浴場に行き、そしてまた戻って来る。ここでですね、夏季はあそこは、車道側に歩行者が、かなりはみ出すそうです。危険極まりない状態だそうです。私もその現場を見てなくて、実に私の表現も落ちるのかもしれませんが、かなり喧嘩も多く起こるそうです。

ご存知のようにあそこは片側歩道なんです。両側歩道じゃないんです。ただ、幸いにしましてね、あの歩道が多分、県の河川管理の敷地の中にあるのかなということですね。これは憶測ですけどね。ちょっと工夫すれば、護岸をちょっと嵩上げすれば、歩道の確保ってできるんですよ。やっぱり私はね、あそこの幅が狭いということは、観光客に対してかなりイメージが悪くないじゃないかなと。で、その先ですけどね、地曳橋から先は若干まだ広がってるんですね。片側でもですね。

特に発生交通量が多い多目的広場の部分、私はここを何とか土地を買う必要はないと思うんですよ。県の河川、用地だと思うんです。そこであの護岸を嵩上げしていただいて、まあ、少なくとも2.5メートルとかなんとかは取れそうな感じなんですね。ここをやっぱり緊急的に、あの歩道を確保する必要があるんじゃないかなと思ってるわけです。

そこで、ここの歩道舗装をやることはそれはいいのかもしれないですね。

ただ、私は朝方見てもあそこで転んだ方っていらっしゃらないですね。まあ、ラジオ体操やる方ってみんな元気なんですね、お年寄りでも。それで私はこれは見送ってですね、今まで元氣予算でいろいろ充当したところもあるわけですから、協議をなさって、一定の方向が出たらこの舗装無駄、ここで無駄使いしないでですね、まず広げて全部直しちゃうってですね、ということを探求していくべきだと考えてるんですけど、どうなんですかね。

○議長(中村俊六郎君) 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 今回のですね、舗装の打ち直しというところはですね、歩道の表面がかなりざらついておりまして、海岸に通じる道ということもありまして、当然駐車場付近からですね、例えばビーチサンダルのようなもので歩く方もいらっしゃるかと思います。

そういったところでですね、今回、歩道のほうの打ち直しをさせていただきたいということで、提案させていただきました。

しかしながらですね、土井議員さんのご提案の、歩道の幅が狭いんじゃないかということと、県の河川敷が活用できないかということに関しましては、県等にも照会をかけてですね、現場の状況、河川護岸としてどの程度の工夫ができるのかを含めてですね、県と検証、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長(中村俊六郎君) 5番、土井茂夫君。

○5番(土井茂夫君) 今の回答だと、じゃあ、これはペンディング(保留)にして、その一定の方向がでたら実施するという理解でよろしいんでしょうか。

○議長(中村俊六郎君) 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 基本的には舗装のほうは、今回ご提案のとおりに進めさせていただきますと思います。

○議長(中村俊六郎君) 5番、土井茂夫君。

○5番(土井茂夫君) 私はね、なんですかね、お金がないお金がないっていう町がね、財政逼迫ですよ。これ、直してごらんささいよ。

今度上げたらね、3年間はできないんですよ、3年間。3年間、あの1.6メートルという幅

が狭い歩道を、これから続けなきゃいけないんですよ。それを踏まえてものごとによってくれな
いと困るわけですよ。

私は、だから一定の方向はじゃあどうなんだと、この辺が大事なもんでね、やってもらわな
いと金はいくらあっても足りねんだよ。どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） お答えさせていただきますが、少し課長の答弁と異なりますけど、課
長は課長で申し上げましたけど、今のご指摘について、地域を元気付ける交付金ですから、内
容的にはいろいろといろんな面で活用できますので、一応ご意見をいただきまして、大原土木
事務所と協議しまして、その状況によりご指摘の内容に沿ってできればそれが良いと思います
ので、協議をさせていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 石田町長、そういうことで、やっぱり限られた財源、いろんな形で使
っていかなきゃいけないもんですから、先を見て、先の未来を見てこういうことだってですね、
先々を読んだうえで実施して行くことが、いかに大事かだと私は思っています。

まあ、町長、そういうことは共有されたってことで、理解しましたので一つよろしくお願
いします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上で今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで石田町長より挨拶があります。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 平成 25 年第 4 回定例会の閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

この度の定例会では、専決処分の承認 1 件と新規制定条例案 2 件、条例改正案 7 件、各会計補正予算案 3 件の計 13 議案のご審議をいただきましたが、いずれもご承認、ご決定いただき閉会の運びとなり、ここにお礼申し上げる次第でございます。

早いもので今年も残すところ半月余りとなりました。

今年は、第 4 次総合計画のスタートや地域防災計画の策定、御宿中学校体育館の完成とグラウンドの着工、メキシコ国テカマチャルコ市との姉妹都市協定の締結や、中央国際高等学校の開校など、数々の事業を実施いたしました。これらの事業だけでなく、議員各位、関係各位のご理解とご協力によりまして様々な事業を行い、いずれも無事に終了することができました。ここに改めて深くお礼申し上げる次第でございます。

議員各位におかれましては今後ともご指導ご鞭撻の程、お願い申し上げます。

これから寒さに向かってまいります。皆さま方におかれましては、お身体に充分気をつけられ、穏やかに新しい年を迎えられますようご祈念申しあげまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力いただきまして、円滑な運営ができたことを厚くお礼を申し上げます。

年末年始を迎え、何かとお忙しいこととなりますが、議員各位におかれましては健康に十分ご配慮され、つつがなく新年をお迎えくださいますようご祈念いたします。

以上で、平成 25 年御宿町議会第 4 回定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会時刻 午後 3 時 57 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 月 日

議 長 中 村 俊 六 郎

署 名 議 員 伊 藤 博 明

署 名 議 員 小 川 征